

. 公的年金改革

1. 厚生年金保険の基本構造

- 1) まず、厚生年金保険の基本構造を単純化した例で説明する。下表は、単純化した架空の年金モデルである。t₁ t₂ t₃期に10人ずつの現役世代がいて、t₄期から年金世代となる。t₄期は7人 t₅期は3人、t₆期には存命中の人はなくなる。この循環が続くとする。賃金はt₁期が10円 t₂期が20円 t₃期が30円とする。インフレーションはなく、経済は単純再生産が続く。したがって実質賃金の上昇もないと仮定する。ここで、厚生年金保険料を12%とし企業も同一負担とする。

	t ₁	t ₂	t ₃	t ₄	t ₅
人数(人)	10	10	10	7	3
賃金(円)	10	20	30		
総賃金(円)	100	200	300		
保険料(12% 円)	12	24	36		
企業同負担額(円)	12	24	36		
保険料総額(円)	24	+ 48	+ 72	=	144

- 2) 日本の厚生年金保険の給付計算式は、以下のようになっている。

$$\begin{aligned}
 & (\text{各人の現役平均賃金}) \quad \times \quad (\text{勤務年数}) \quad \times \quad \text{乗率(ここでは} 0.23 \text{とする)} \\
 & \quad \quad \quad 20 \quad \quad \quad \times \quad 3 \quad \quad \quad \times \quad 0.23 \quad = 14 (\text{円})
 \end{aligned}$$

つまり、上式は現役時代にフルに働いた年金世代に対しては、現役平均賃金の約70% (3 × 0.23) を保障しようと考えたものである(このケースでは、インフレがなく、かつ成長率ゼロの単純再生産を前提としているため、このような単純化が可能である)

- 3) 厚生年金保険では基本的に現役世代の保険料でその時の年金世代の年金を支払っている(これを賦課方式と呼ぶ)。この世代間扶養に伴う厚生年金保険特別会計の収支は、(保険料収入) 144(円) - (年金給付) 14(円) × 10(人) = 140(円) = 4円(黒字)
- 4) 世代間扶養の公的年金システムの弱点は以下の2点である。
- 5) 1点目: 現役に対する年金世代の比率が上昇すると、収支が赤字化する。すなわち、現役が各年次とも8人となり年金世代が14人となると、

$$\begin{aligned}
 (\text{年金給付}) & = 14 (\text{円}) \times 14 (\text{人}) = 196 (\text{円}) \\
 (\text{保険料収入}) & = 8 (\text{人}) \times (10 + 20 + 30) (\text{円}) \times 0.12 \times 2 \\
 & = 115.2 (\text{円})
 \end{aligned}$$

196(円) - 115.2(円) = 80.8(円) の赤字化

6) 前表で示した完全賦課方式は以下のような構造となっている。

現役平均所得: A 現役人数: B 保険料率: x 現役に対するOB比率: y

$$\begin{aligned} \text{OBの年金額} &= \text{保険料合計} / \text{OB人数} \\ &= (A \times B \times x) / (B \times y) = (A) \times (x/y) \end{aligned}$$

年金の所得代替率 = 年金額 / 現役平均所得 = $(A \times (x/y)) / A = x/y$

所得代替率 = 保険料率 / OB比率 = 保険料率 / 高齢化率

OBの所得代替率を高く維持するためには、高齢化のレベルが低いか、保険料率が高いことが必要である。日本では高齢化が急速に進行している。したがって、OBの所得代替率を高く維持するためには保険料の値上げが必要となる。しかし現役の負担に限度があるとすれば、OBの所得代替率を明快なルールのもとで引き下げねばならない。

7) ここまでは単純再生産であった。では経済が変動する場合はどうなるのであろうか。再生産が続いてきたが、ある年、現役世代の賃金変化が完全賦課方式の下で発生すると(賃金変化率をzとすると)

OBの年金額 = $(A \times z \times B \times x) / (B \times y)$ と変わる。式を展開すると

所得代替率 = (保険料率 / 高齢化率) × (現役賃金変化率)

8) 2点目の弱点: 成長率が減速し現役世代の賃金が切り下がると、保険料の値上げが必要となる。ここでは10%の賃金カットが生じたとする。

$$\text{(年金給付)} = 14(\text{円}) \times 10(\text{人}) = 140(\text{円})$$

$$\text{(現役賃金総額)} = 10(\text{人}) \times (9+18+27)(\text{円}) = 540(\text{円})$$

$$540 \times x\% \times 2 = 140(\text{円}) \quad x = 13\%$$

保険料は12%から13%へ引き上げる必要が生じる。

9) 逆に述べるならば、成長率が加速し現役世代の賃金が上昇すると、保険料の値下げが可能となる。ここでは10%の賃金上昇が生じたとする。

$$\text{(年金給付)} = 14(\text{円}) \times 10(\text{人}) = 140(\text{円})$$

$$\text{(現役賃金総額)} = 10(\text{人}) \times (11+22+33)(\text{円}) = 660(\text{円})$$

$$660(\text{円}) \times x\% \times 2 = 140(\text{円}) \quad x = 10.6\%$$

保険料は12%から10.6%に引き下げることが可能となる。

10) 過去、日本の公的年金において大きな問題が生じなかった理由は、高度成長が続いたこと、及び年金受給者の数が少なかったことである(このため積立金残高は増加を続けた)しかし、現在起きていることは、高齢化、及び少子化により現役世代に対する年金世代の比率上昇が予測を上回るスピードで進行しているため、収支バランスを維持するために保険料収入を大幅に増やす必要があるにもかかわらず、現役世代の賃金上昇率が不況の長期化の影響で鈍り、保険料収入を確保するためには保険料率の大幅値上げが必至となっていることである。

(注) 更に積立金があるため金利も考える必要があるとするならば(ここでは単純化のために、年金給付の1年分の積立金があるとする。つまり保険料収入を1年間運用することが出来る)式は以下ようになる。

$$\text{所得代替率} = (\text{保険料率} / \text{高齢化率}) \times (\text{現役賃金変化率}) \times (1 + \text{1年間の運用利回り})$$

下表は、高齢化率と賃金の伸び・運用利回りの違いごとに、一定の所得代替率を維持するためには何%の保険料率が必要か、を示したものである。極端に単純化しているが、日本の公的年金問題とは、下表の の時代が に移行し、現役世代の負担を下げるため を目指していると言えよう。

(参考) 単純計算による保険料率のイメージ

所得代替率		65%	55%	50%
高齢化 (25%)	賃金 (5%) 金利 (6%)	0.65 = $1.05 \times 1.06 \times x / 0.25$ x = (保険料率14.6%)...	0.55 = $1.05 \times 1.06 \times x / 0.25$ x = (保険料率12.2%)	0.5 = $1.05 \times 1.06 \times x / 0.25$ x = (保険料率11.2%)
	賃金 (25%) 金利 (35%)	/		0.5 = $1.025 \times 1.035 \times x / 0.25$ x = (保険料率11.8%)
高齢化 (45%)	賃金 (5%) 金利 (6%)	/		0.5 = $1.05 \times 1.06 \times x / 0.45$ x = (保険料率20.2%)
	賃金 (25%) 金利 (35%)	0.65 = $1.025 \times 1.035 \times x / 0.45$ x = (保険料率27.6%)...	0.55 = $1.025 \times 1.035 \times x / 0.45$ x = (保険料率23.3%)	0.5 = $1.025 \times 1.035 \times x / 0.45$ x = (保険料率21.2%)...

2. 2030年に65歳となるA氏の年金額の計算

1) サラリーマンの公的年金は二階建てとなっている。一階が基礎年金、二階が報酬比例部分である。よく使われている数値として「モデル・ケースの場合、一階6.7万円、二階10.3万円、したがって夫婦二人の場合、 $6.7 + 6.7 + 10.3 = 23.7$ 万円が老後の毎月の年金給付額（99年度改正案）がある。この数値は現在価格である。そこで、2030年に65歳となるA氏の公的年金給付額を新厚生省案で具体的に計算し、公的年金給付額決定メカニズムを明らかにする。

(前提) この間における	CPI上昇率	1.5%
	名目賃金上昇率	2.5%
	実質成長率	1.0%

- ・したがって、94年の消費者物価指数を100とすると、2030年には同指数は166となる。
- ・厚生年金保険料支払い後の実質ネット賃金指数は、94年を100とすると2030年125となる。

2) 基礎年金の計算(40年間フルに拠出した場合)

$$78 \text{万円} (6.5 \text{万円} \times 12 \text{ヶ月}) \times \text{物価スライド率} \times \text{実質ネット賃金スライド率}$$

- ・自営業者の保険料拠出が定額であるため、年金給付も78万円という定額をベースに計算される。
- ・78万円を基準に2030年までの物価上昇率、実質賃金上昇率を加味して年金額を確定する。

$$(78 \times 1.66 \times 1.25) / 12 = 13.5 \text{(万円)} / \text{月}$$

3) 報酬比例部分の計算(40年間フルに勤務した場合)

$$\{(\text{平均標準報酬月額}) \times 480 \text{(ヶ月)} \times \text{乗率}(0.007125)\} / 12 \dots\dots\dots$$

- ・「平均標準報酬月額」は、「昭和30年代、ラーメンは50円であったが、今は500円。したがって、昭和30年代の給与1万円は、年金計算において10万円とみなす」との考え方により調整されたものである。つまり、91年の月給21.1万円は再評価率2.16を乗じて、 $21.1 \times 2.16 = 45.6$ (万円)と再評価される。このようにして調整された毎年の給与の40年分の平均値が「平均標準報酬月額」、A氏の場合は68.19万円となる。

- ・式は(平均標準報酬月額) \times 28.5(%)と修正できる。つまり、「インフレ調整した生涯平均給与の28.5%を報酬比例部分の月々の年金額とする」との意味になる。

$$68.19 \text{(万円)} \times 0.285 = 19.43 \text{(万円)} / \text{月}$$

4) したがって、専業主婦の妻がいるA氏の65歳以降の年金額(月当たり)

$$\text{基礎年金(夫分)} 13.5 \text{(万円)} + \text{基礎年金(妻分)} 13.5 \text{万円} + \text{夫報酬比例分} 19.43 \text{(万円)} = 46.43 \text{(万円)}$$

表 - 1 新厚生省案におけるモデル厚生年金額の試算

年度	名目賃金 月額 (万円)	保険料率 (%)	ネット名目 賃金月額 (万円)	名目賃金 上昇率 (%)	物価上昇 率 (%)	実質ネット 賃金上昇 率 (%)	ネット賃金 上昇率 (%)	消費者物価 指数 (94年=1.00)	実質ネット賃 金指数 (94年=1.00)	再評価率 (倍)	再評価済ネット 名目賃金月額 (万円)
1991	21.1	14.40	18.04	2.18						2.16	45.6
92	22.5	14.40	19.23	1.52						2.10	47.2
93	23.7	14.40	20.28	3.06						2.06	48.7
94	25.4	15.42	21.50	3.03				1.00	1.00	2.00	50.8
95	26.8	16.50	22.35	1.27	-0.22	1.50	1.27	1.00	1.02	1.97	52.8
96	28.1	17.35	23.24	1.19	0.36	0.83	1.19	1.00	1.02	1.95	54.8
97	29.6	17.35	24.49	2.50	1.50	0.99	2.50	1.02	1.03	1.90	56.3
98	31.2	17.35	25.79	2.50	1.50	0.99	2.50	1.03	1.04	1.85	57.9
99	32.8	17.35	27.14	2.50	1.50	0.99	2.50	1.05	1.05	1.81	59.4
2000	34.5	17.35	28.54	2.50	1.50	0.99	2.50	1.06	1.06	1.77	61.0
01	36.3	17.76	29.84	2.50	1.50	0.48	1.99	1.08	1.07	1.73	62.8
02	38.0	18.17	31.07	2.50	1.50	0.48	1.99	1.09	1.07	1.70	64.4
03	39.7	18.58	32.34	2.50	1.50	0.48	1.99	1.11	1.08	1.66	66.1
04	41.5	18.99	33.64	2.50	1.50	0.48	1.98	1.13	1.08	1.63	67.8
05	43.4	19.40	34.98	2.50	1.50	0.47	1.98	1.14	1.09	1.60	69.4
06	45.3	19.81	36.36	2.50	1.50	0.47	1.98	1.16	1.10	1.57	71.1
07	47.2	20.22	37.67	2.50	1.50	0.47	1.98	1.18	1.10	1.54	72.6
08	49.2	20.63	39.02	2.50	1.50	0.47	1.97	1.20	1.11	1.51	74.2
09	51.2	21.04	40.40	2.50	1.50	0.46	1.97	1.22	1.11	1.48	75.7
10	53.2	21.45	41.83	2.50	1.50	0.46	1.97	1.23	1.12	1.45	77.3
11	55.4	21.86	43.29	2.50	1.50	0.46	1.96	1.25	1.12	1.42	78.8
12	57.0	22.27	44.31	2.50	1.50	0.46	1.96	1.27	1.13	1.40	79.6
13	58.7	22.68	45.35	2.50	1.50	0.45	1.96	1.29	1.13	1.37	80.3
14	60.3	23.09	46.41	2.50	1.50	0.45	1.96	1.31	1.14	1.34	81.0
15	62.1	23.50	47.50	2.50	1.50	0.45	1.95	1.33	1.14	1.32	81.8
16	63.9	23.91	48.61	2.50	1.50	0.44	1.95	1.35	1.15	1.29	82.5
17	64.5	24.32	48.82	2.50	1.50	0.44	1.95	1.37	1.15	1.27	81.7
18	65.1	24.73	49.02	2.50	1.50	0.44	1.94	1.39	1.16	1.24	80.9
19	65.7	25.14	49.20	2.50	1.50	0.44	1.94	1.41	1.16	1.22	80.1
20	66.3	25.55	49.38	2.50	1.50	0.43	1.94	1.43	1.17	1.20	79.3
21	66.9	25.96	49.54	2.50	1.50	0.43	1.94	1.45	1.17	1.17	78.5
22	66.1	26.37	48.65	2.50	1.50	0.43	1.93	1.47	1.18	1.15	76.1
23	65.2	26.78	47.70	2.50	1.50	0.42	1.93	1.50	1.18	1.13	73.6
24	64.1	27.19	46.71	2.50	1.50	0.42	1.93	1.52	1.19	1.11	71.1
25	63.1	27.60	45.65	2.50	1.50	0.42	1.92	1.54	1.19	1.08	68.2
26	61.9	27.60	44.79	2.50	1.50	0.99	2.50	1.57	1.20	1.05	65.2
27	62.6	27.60	45.35	2.50	1.50	0.99	2.50	1.59	1.21	1.03	64.4
28	63.4	27.60	45.91	2.50	1.50	0.99	2.50	1.61	1.23	1.00	63.6
29	64.2	27.60	46.46	2.50	1.50	0.99	2.50	1.64	1.24	0.98	62.8
30	64.9	27.60	47.02	2.50	1.50	0.99	2.50	1.66	1.25	0.96	62.1

$$\text{ネット名目賃金上昇率} = \left\{ \frac{(1 - \text{前期保険料率})}{(1 - \text{今期保険料率})} \times (1 + \text{名目賃金上昇率}) - 1 \right\} \times 100$$

平均標準報酬月額 = 各年度名目賃金 × 再評価率の合計 / 40 = 68.19万円

老齢基礎年金月額 = (78万円 × 物価スライド率 × 実質賃金スライド率) / 12
= (78万円 × 1.66 × 1.25) / 12 = 13.50万円

老齢年金報酬比例部分月額 = 報酬比例の乗率 × 加入月数 × 平均標準報酬月額
= 0.007125 × 480 × 68.19 / 12 = 19.43万円

妻の老齢基礎年金月額 = 夫の基礎年金月額 = 13.50万円

標準世帯のモデル年金月額 = 13.50 + 13.50 + 19.43 = 46.43万円

対生涯標準報酬月額 = 46.43万円 / 68.19万円 = 68.09%

対直前標準報酬月額 = 46.43万円 / 64.90万円 = 71.54%

(参考1 対生涯総報酬代替率 = 46.43万円 / (68.19 × 4/3)万円 = 51.07%)

(参考2 対直前総報酬代替率 = 46.43万円 / (64.90 × 4/3)万円 = 53.65%)

(注)1. 標準世帯は夫婦2人で夫が厚生年金40年加入し、妻が厚生年金に加入したことがない世帯を指す。

2. 表の計数については、96年度までは実績値でそれ以降は試算値。

5) 46.43万円の位置づけは、

直前名目賃金代替率 $46.43(\text{万円}) / 64.90(\text{万円}) = 71.54(\%)$ (64歳の月給と65歳の年金月額と比較)

・生涯平均月給代替率 $46.43(\text{万円}) / 68.19(\text{万円}) = 68.1\%$ (ほぼ現役所得代替率を示す)

- 6) このように、日本の公的年金給付額は、基礎年金の場合は78万円、報酬比例部分は平均報酬月額 28.5% を軸にインフレ、実質賃金上昇のスライド条項を加味して計算されている。単純化すれば公的年金にインフレ・スライド条項があるということである。このことが可能となるのは、今の現役世代は今の賃金から保険料を支払っており、年金生活者に対するインフレ・スライド条項はオフセットされるためである。世代間扶養の賦課方式のメリットは、年金生活者をインフレから守る点にある。
- 7) 現在の日本では平均寿命が長期化しているために、一人当たりの総年金給付額が増加している。したがって、当局の作業は、今後10~20年間における年金給付総額を推計する、この支出を賄うために、どの程度の収入が必要かを計算する(この時、積立金からの利息収入も考慮に入れられる) 一部積立金を取り崩すことまで考え、保険料率の引き上げによる収入増を目指す、である。さらに保険料率の値上げ提案の際にスライド率等々の給付計算式を変更し、将来の年金給付を引き下げる提案が差し違え条項として準備される。
- 8) 現行の厚生年金保険の問題点は、高齢化の進行により年金給付が増大しているため、保険料率の大幅な値上げが必要となっているがその決定プロセスにおいて、常に政治的妥協が続くため(未来が不透明になり)、人々の公的年金に対する不信感が高まっていることである。

3. 99年度公的年金改革案の評価

99年度の年金制度改正案大綱は以下のようなものである。

厚生年金の支給開始年齢を60歳から65歳へ引き上げる。

厚生年金報酬比例部分の給付水準を5%引き下げる。

65歳以上、70歳未満の被用者も厚生年金保険の加入者とする。

保険料の徴収ベースを総報酬とし、ボーナスも対象とする。

年金受給開始後のスライドを実質賃金スライドから物価スライドへ移行させる。

一階部分の基礎年金の公費負担率を3分の1から2分の1へ(2004年度よりか?)

厚生年金保険本体の予定利率を5.5%から4%へ引き下げる。

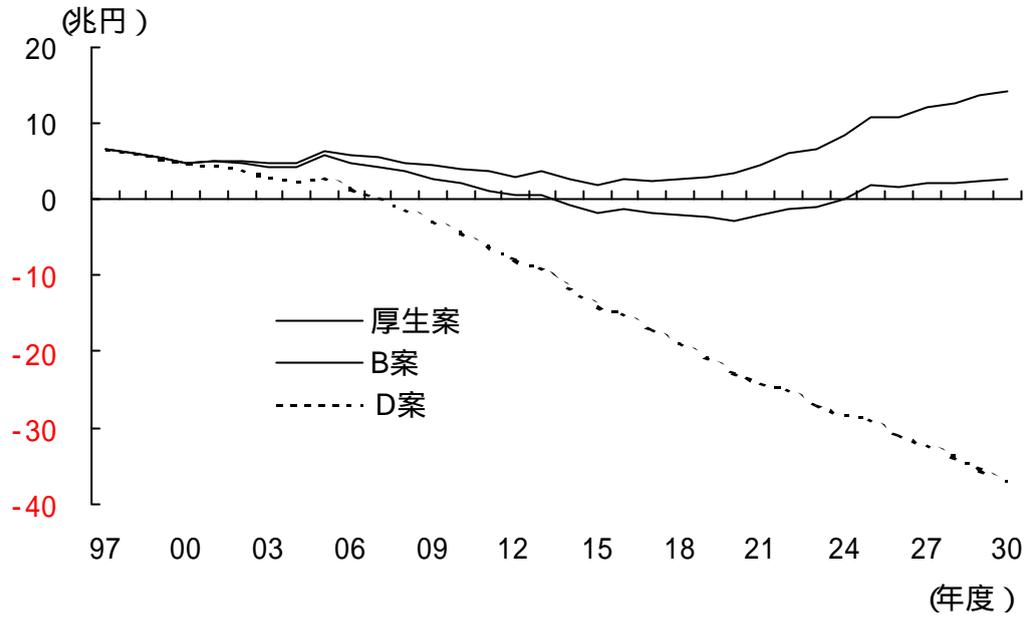
給付のレベルについては、現役所得の60%から59%の給付へ若干下がると発表されている。

当面不況であることもあり、保険料率を現行の17.35%で凍結する。

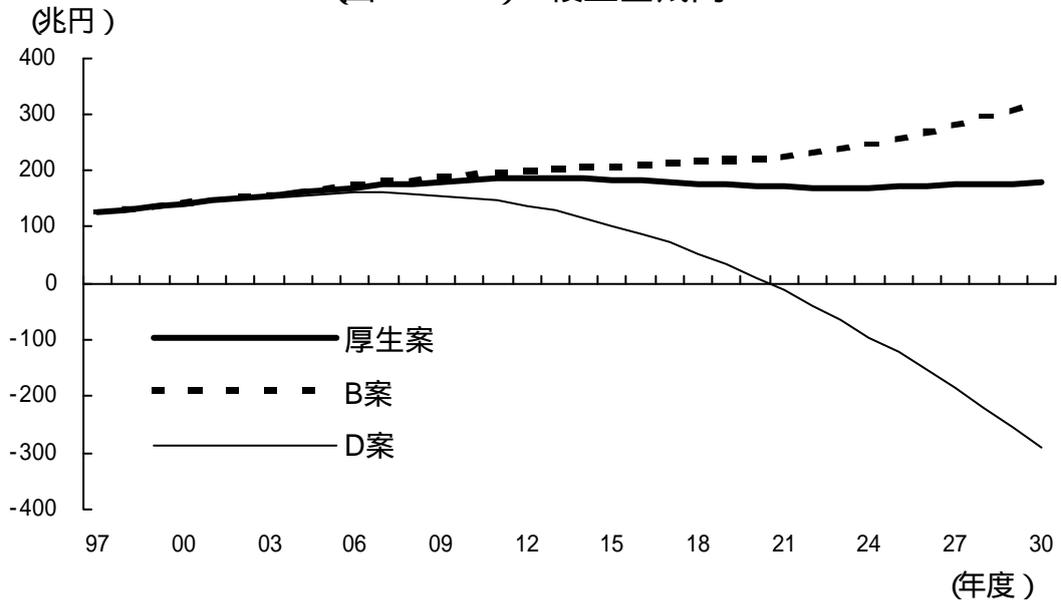
以下、名目賃金上昇率2.5%、CPI上昇率1.5%、積立金運用利回り4.0%、厚生省人口推計中位推計を前提として、厚生年金保険会計の収支が保険料率別にみて2030年に向けて、どのようなようになるかをモデル計算する。

保険料の前提としては2000年度までは据え置き、2025年に向けて、厚生省改革案(97年末)のB案30%(総報酬では23%強)、新厚生省案28%(総報酬では21%強)、D案20%(総報酬では16%弱)を目標に段階的に引き上げ、2025年よりは横意とした(計算においてはB案、D案の保険料率を採用した場合も、給付に関しては全て新厚生省案を採用している)

(図 - 1 - 1) 厚生年金の財政収支



(図 - 1 - 2) 積立金残高



1) シミュレーションの結果は図 - 1の通りである。

D案の場合は、2008年以降一貫して赤字幅を拡大させ、積立金は2021年に残高がゼロとなる。したがって、D案ではファイナンスが出来ない。

新厚生省案の場合は2014年に赤字化し、その後ゼロ近辺で収支が推移する。積立金は現在124兆円であるが、180兆円まで増加し、その後横ばいで推移する(2030年、年金の給付額に対して2.7倍の積立比率である)

B案の場合は一貫して収支が黒字で推移する。このため、積立金残高は2030年、320兆円にまで増加する。したがって、B案まで保険料率を値上げする必要はなく、新厚生省案でファイナンスが可能である。

2) しかし、この値上げスケジュールが家計、企業に与えるインパクトは以下ようになる。現在、従業員、及び企業の厚生年金保険料支払額は22兆円(11兆円ずつ折半)これが2030年66兆円(企業負担33兆円、従業員負担33兆円)となる。現役負担は今後30年間で、44兆円増加する。つまり極端に単純化すれば、今の保険料で固定できれば現役負担は今後30年間で660兆円、27.6%にまで保険料を引き上げると現役負担は1260兆円、2倍となる。企業負担を、他の社会保障費負担も併せて考えると、以下ようになる。

3) 現在、医療保険料の値上げが問題となっている。日本の医療費は97年度30兆円、2030年に向けて改革が実施されない場合は医療費総額は100兆円に達するものと考えられている。このことは企業負担を現行の7兆円から2030年24兆円へと大幅に増加させよう。さらに、介護保険にも企業負担分がある。企業にとって社会保障費用全体のこれほどまでの増加は容認できない(現在、年金(11)+医療(7)=18兆円、2030年、年金(33)+医療(24)=57兆円)

4) したがって、厚生年金保険改革が必要だと考える。改革の原点は、「現役世代の負担に明確な限度を設け(具体的には厚生年金保険料率を年金世代への給付条件を定める中で固定化する) 必然的に年金世代の給付レベルは低下するが、人々にとって未来(老後の人生設計をどうすればよいのかのルール)を明確なものとする」ことである。欧米では、老後の生活は三本足の椅子と呼ばれている。「我々の老後は、国の年金、企業の年金、そして自助努力で支える」との意味である。日本の公的年金は、世代間人口バランスが狂ったため、人々の老後を十分に支えてはくれない。企業収益は70年度以降最低のレベルにあり、企業の退職給付に公的年金の役割低下を補完する力はない。したがって年金制度改革においては自助努力のウェイトを増やすことを前提に検討する必要がある。

5) 改革案を考えるにあたって、まず英、米、スウェーデンの年金改革の現状をみる。

4. 米国の公的年金改革をめぐる動き

1) 現行の公的年金制度

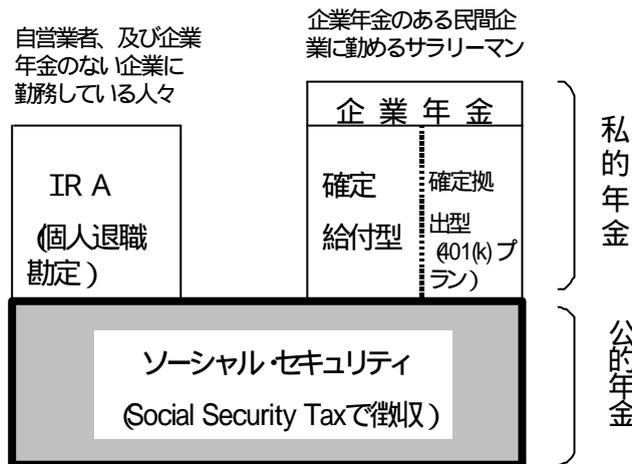
米国の公的年金は「ソーシャルセキュリティ」のみの1階建てとなっている。拠出は税と言う名の下での社会保険方式(ただし所得控除せず)で行われており、所得のある者は、一部公務員等を除いて、自営業者も被用者も社会保障税(年金部分の正式名称は OASDI 税)を納めなければならない。現在、OASDI 税の税率は 12.4%で、被用者は事業主と 6.2%ずつの折半、自営業者は 12.4%フルに支払う。

年金給付は基本的に 65 才からである。支給開始以降の給付額は CPI の伸び率で改訂される。

98 年の給付額は、所得によって異なるが、生涯平均的な所得を得ていた人で月額 938 ドル(約 10 万円) 所得のなかった配偶者は、この 5 割をもらうことができる(従って、夫婦で約 15 万円)

ソーシャル・セキュリティは世代間扶養の賦課方式を採っている。積立金は給付費用の 1.5 年分ほどあるが、全て非市場性の国債で運用されている。

米国の公的年金制度



ソーシャル・セキュリティは報酬比例での支払い。97年モデルケースにおいては、月 940ドル程度の支給が可能。(本人のみ)

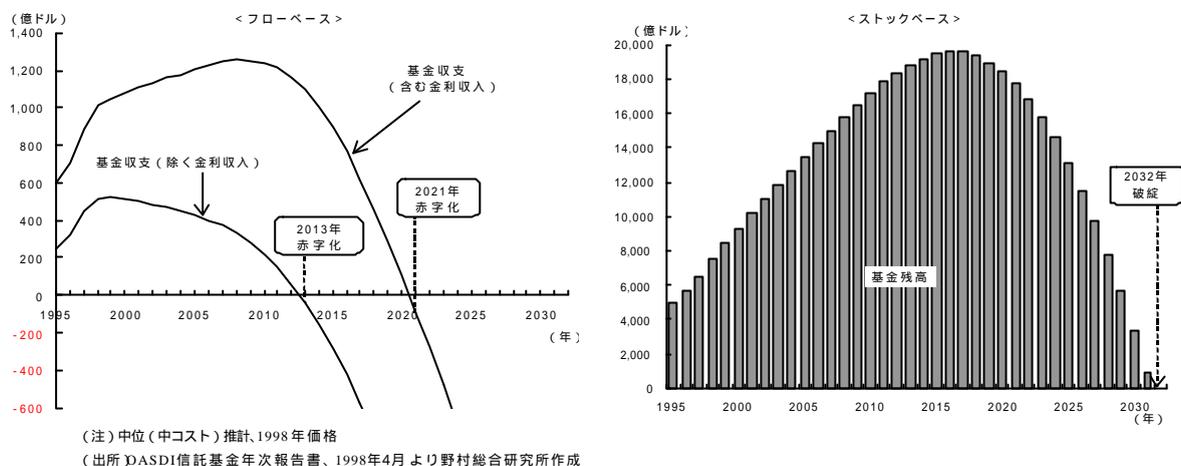
2) 公的年金財政の逼迫と制度改革への動き

OASDI の財政については毎年報告が行われているが、75 年後までを見通した長期財政収支予測は、将来公的年金の財政が破綻することを示していた。98 年に発表された長期収支予測によると、フローベースでは 2013 年に支出が保険料収入を上回ると予想されている。しばらくはこの赤字を積立金の利息で埋めることができるが、2021 年からは積立金の取り崩しが始まり、2032年には積立金が底をつくという予測になっている。

公的年金財政の悪化が予想される中で、94年に政府の諮問委員会は95年時点で OASDI 税率を労使それぞれ 2.17%ずつ引き上げれば財政破綻は回避できるとしたが、この税率引き上

げは国民の合意が得られにくいと判断し、抜本的な改革を目指すことになり、97年に最終報告が提出された。

OASDIの長期財政収支予測



3) 3つの改革案

諮問委員会では次ページに挙げたように、積立金の株式市場での運用、給付カット、ミーンズテストの否定などのコンセンサスが得られたが、具体的な改革案では合意にいたらず、3つの案が併記された。

給付維持案： 基本的な枠組みは現行のまま。税率の引き上げと給付算定式の改訂による実質的な給付カット。

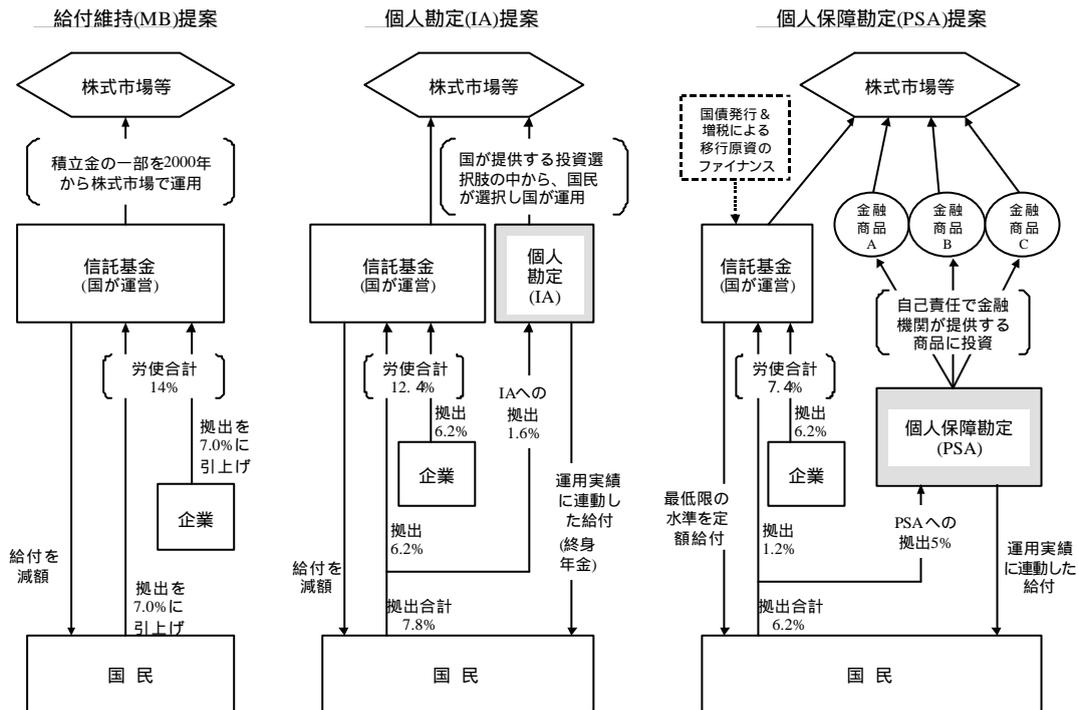
個人勘定案： 現制度に加えて全国民に個人勘定を設立。個人勘定の運用は国が指定した選択肢から。

個人保障勘定： 個人勘定を主体とする制度。運用は民間の金融機関で行う。

このうち、**個人保障勘定**が個人口座を導入する案だが、特に**個人保障勘定**は運用を民間金融機関で行うことから、401(k)プラン的な民営化案とすることができる。

コンセンサス

- ・ 積立金の株式市場での運用
- ・ 適用対象の拡大
- ・ 世代間バランスの維持
- ・ ミーンズ・テストの否定
- ・ 低所得層の保護
- ・ 給付のカット, etc.



(注) 個人保障勘定提案は完全移行後の姿
 (出所) 社会保障諮問委員会報告書より野村総合研究所作成

5. 英国の年金改革の流れ

1) 現行の公的年金制度

英国の公的年金制度は、自営業者・被用者に関わらず基本的に全国民に適用される定額の基礎年金と、被用者のみが対象となる所得比例年金(SERPS)の二階建てとなっている。

社会保険方式が採用されており、一定額以上の所得のある人は、国民保険料を支払わなければならない(国民保険には年金以外の様々な給付も含まれる)

国民保険料は、自営業者は定額(週£6.55(約1,300円))ただし一定以上の利益がある場合、追加拠出が必要。

被用者は所得(下限(£66/w)~上限(£500/w)の範囲)の10%、雇用主は£83/w以上の所得について12.2%

標準の給付開始年齢は男性65才から、女性60才からだが、女性も65才に引き上げられることが決まっている。

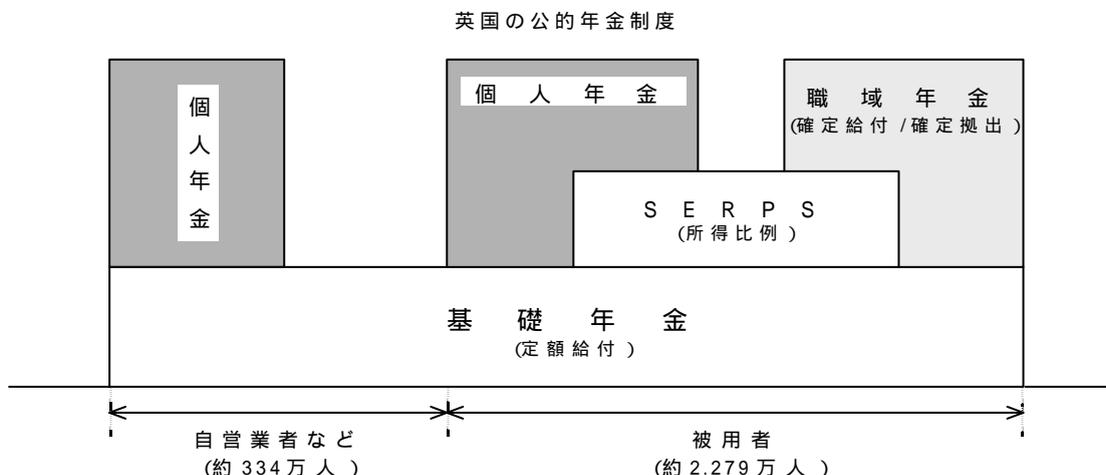
基礎年金の給付: 基礎年金が週£66.75(約13,300円) 所得のない配偶者と二人で£106.7(21,300円) 配偶者は本人の60%給付されることになる。

一人分の基礎年金額は、男性平均給与の16%に当たる(夫婦で25%)(1997年)

SERPSの給付: 加入期間全体の平均所得(基礎年金額を引いた額を所得上昇率で再評価したものの平均額)に加入期間(max20年)をかけ、乗率1/100をかけたもの。最大、生涯平均給与(基礎年金額差し引き後)の20%となる。

給付開始後は、基礎年金もSERPSも小売物価指数(RPI)の伸び率と連動して毎年年金額が改訂される。

SERPSからのコントラクト・アウト: 職域年金や税制適格の個人年金で、一定の給付が定められるか、一定の拠出が行われることが決められている場合、被用者はSERPSに加入しなくてもよい。その分、国民保険料が一部減額される(これをコントラクト・アウトと呼ぶ)。このため、現在SERPSに加入している被用者は、全体の約1/3と見られる。



2) これまで行われてきた改革

サッチャーの保守党政権以降、英国の公的年金の歴史は、コスト・カットの歴史と言ってよい。給付額を抑制すること、SERPS についてはコントラクト・アウトを促進し、適用者を少なくしてなるべく民間で代替させる方針をとってきた。これまでに行われた主な改革は以下の通り。

基礎年金はナショナル・ミニマムとして給付額が低い(現在、夫婦でも男性平均給与の25%)。給付開始後の改訂は1981年以降、小売物価指数(RPI)連動となっているため、平均所得に対する比率は徐々に低下している。

SERPS 導入(1978年)から10年もたたない1986年社会保障法でSERPSの給付額を削減するため算定式を改訂(2000年支給以降)

給付額の最大が、加入期間中給与が最大の20年間の平均給与の25%

全加入期間の平均給与の20%

1988年、税制適格の個人年金制度を創設。ここに一定以上の拠出を行えば、SERPSに加入しなくてよい(コントラクト・アウトできる)規定を定めた。

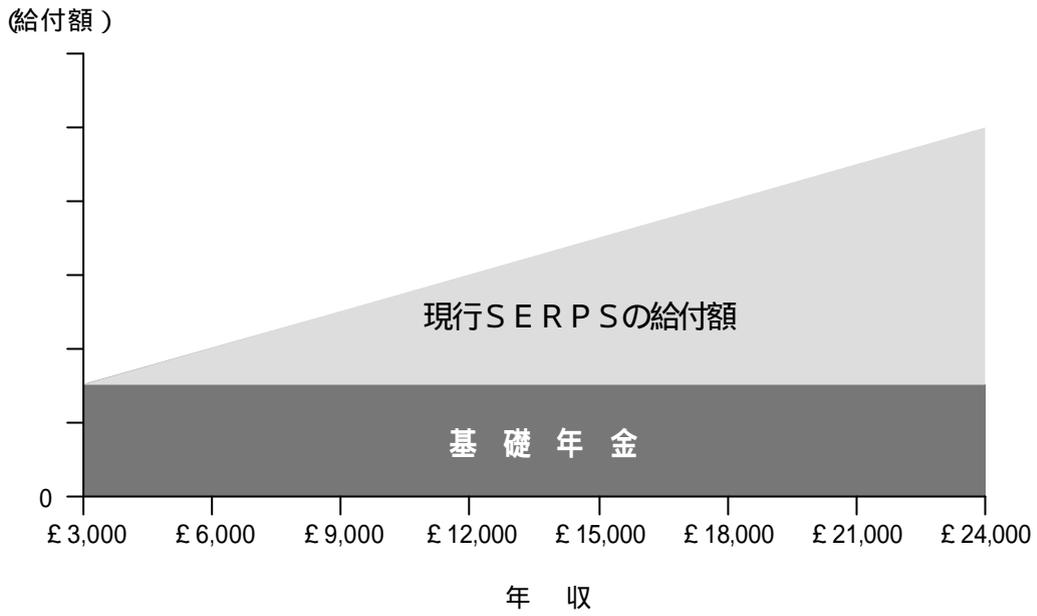
職域年金および個人年金でコントラクト・アウトしている人は全被用者の2/3に上ると見られる。

女性の標準給付開始年齢を60才から順次65才に引き上げ(2010年から2020年にかけて)

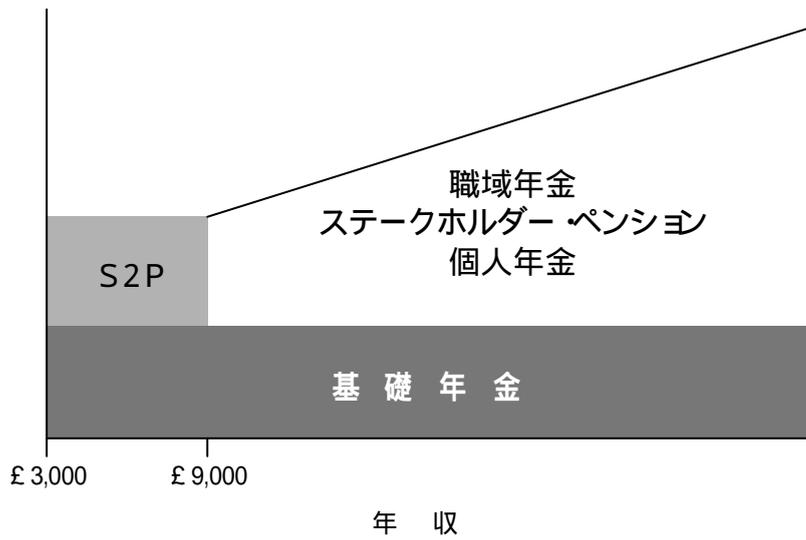
3) 労働党政権の目指す改革 - 国の役割は最低限に、基本は「基礎年金+民間制度」へ

97年に政権を奪取した労働党政権も、老後の所得保障における国の役割を小さくする方針を継続している。将来的にはSERPSをS2P(State Second Pension)に変更し、所得の低い層にのみ、基礎年金に加えて国から第二年金(S2P)を給付する。それ以上の所得のある人は、職域年金、個人年金、新しく創設が目指されているステークホルダー・ペンション(中低所得者向けで所得控除枠も小さい確定拠出型年金)など、民間の年金制度で老後の備えを行うという考え方である。

現行の制度



将来の姿



6. スウェーデンの年金改革

定額年金と所得比例の二階建てであった公的年金制度を、一階建ての年金制度に置き換えることになった(導入は1999年)

自営業者・被用者に関わらず、全ての人をカバーする(旧制度でも自営業者・被用者の区別はなかった)

新しい年金保険料は18.5%。新制度は自分の拠出実績によって年金額が変わる仕組みとなっている(下図参照)。保険料のうち2.5%は401(k)プランのような個人口座に実際に資金を積み立てていく積立型の確定拠出年金に入れられる。

16%は、その年の年金支払いに充てられるが(賦課方式)拠出額が記録され退職時まで積み上げられていく。退職時には、記録上の積立額をもとに年金額が決められる。

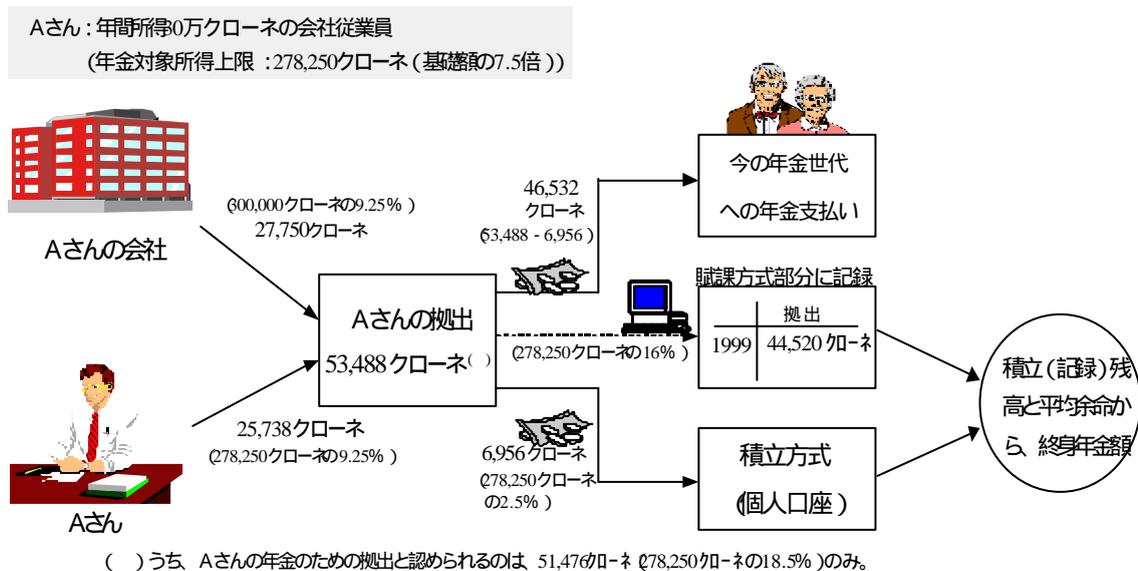
年金は終身年金で、原則的には退職時までに積み上がった金額(または記録上の金額)を平均余命で割った額として決められる。

年金は61才以降、いつ受け取り始めてもよい(標準退職年齢はなし)

受給開始後の年金額は、現役世代の賃金上昇率に連動する。

改革の背景は、人口の高齢化が今後さらに進むこと(スウェーデンは既に高齢者比率が高いが、ベビーブーマーが退職年齢になるにつれて、日本ほどではないものの高齢化がさらに進行する)今後高い経済成長率が見込めないこと、旧制度の所得比例年金の給付算定方式に問題があったこと、などである。

賦課方式の確定拠出型年金を採用し、年金額を平均余命に基づいて算出することで、人口動態・経済状況に中立的な安定度の高い制度を作ることを目指した。



以上のようにスウェーデンの公的年金は、世代間扶養の仕組みを若干修正した形となっている。

ここではスウェーデンの年金システムのエッセンスとなる部分を前出のケースを使い再度説明する。

- 1) 下表は、単純化した年金モデルである。t₁ t₂ t₃期に10人ずつの現役世代がいて、t₄期から年金世代となる。t₄期は7人、t₅期は3人、t₆期には存命中の人はいなくなる。この循環が続くとする。賃金はt₁期が10円、t₂期が20円、t₃期が30円とする。ここでは公的年金保険料を12%とし、企業も同一負担とする。

	t ₁	t ₂	t ₃	t ₄	t ₅
人数(人)	10	10	10	7	3
賃金(円)	10	20	30	平均余命	
総賃金(円)	100	200	300		
保険料(12% 円)	12	24	36	44 (t ₃)期の10人の過去の支払い保険料	
企業同負担額(円)	12	24	36		
保険料総額(円)	24	+ 48	+ 72	=	144

- 2) スウェーデン方式は、各人が現役時代に支払った保険料と企業の支払った保険料の合計値に注目する。t₃期の終了時点で、年金世代となる直前の10名は過去総額で144(円)の保険料を支払っている。そして、t₄ t₅期に何人が生きているか予測可能だとする(ここでは延べ10人である)
- 3) したがって、 $144 / 10 = 14.4$ (円)がt₃世代が年金世代となったときの年金額となる。正式な式を示すと、

$$(\text{現役期支払い保険料(含む企業拠出分)}) / (\text{平均余命})$$

が各人の老後の年金額となる。つまり各人が現役世代に拠出した保険料合計額が、各人が年金世代になったときのファンド合計となり、これを平均余命で割って毎年の年金額とするのである。日本の方式は給付計算式が先に決まっているため「確定給付的」(支払い計算式が決まっているので、ファイナンス額を考える)であるのに対し、スウェーデン方式は累積拠出額によって決まるため「確定拠出的」(その後平均余命で割ればよい)とも言えよう。平均余命を使用することで、高齢化の進行が公的年金にインパクトを与えることを回避できる。「今までの拠出保険料が6000万円、平均余命が20年の時は年300万円の年金、高齢化が進行し平均余命が30年になったときは年200万円の年金とする」ため、高齢化が進行しても給付総額が増加しない((注)もちろん、実際の適用ではこの現役期支払い保険料は再評価率によってインフレ調整されている)

$$\text{公的年金収支は、(年金給付額) 144(円) - (保険料収入) 144(円) = 0 \text{ である。}$$

- 4) さらに、スウェーデン方式は現役世代と年金世代間の「痛み分け」システムを持っている。インデックスとしては特殊な賃金指数が使用されているが、ここでは単純化して賃金をインデックスとして利用する。 t_3 期の10人が年金世代となり、14.4(円)の年金額が確定した時、突然成長率が減速し、 $t_1 \sim t_3$ 期の賃金が10%切り下がったとする。
- 5) すると、 $t_1 \sim t_3$ 期の保険料収入は $144 \times 0.9 = 129.6$ (円)へと低下する。
公的年金収支は、(年金給付額)144(円) - (保険料収入)129.6(円) = 14.4(円)の赤字となる。
- 6) この時、スウェーデン方式は年金世代の年金給付を、単純化すれば10%カットして収支を均衡させる。つまり、現行の賦課方式の弱点であるa)高齢化の進行、b)実質成長率の低下を、a)平均余命の使用、b)「痛み分け」インデックスの導入によって回避しようとしているのである。ただ、スウェーデン方式には一つの弱点がある。現役世代に対する年金世代の比率が急激に変化するとき、賦課方式は危機に直面する。比率の変化は高齢者の平均余命の長期化と少子化によってもたらされる。平均余命の長期化に対してスウェーデン方式は威力を示すが、少子化に対する準備はされていないことは要注意である。
- 7) なお、現役世代がつらいとき年金世代が一部負担し、現役世代が復活したとき年金世代の年金額を元に戻す「痛み分け」の考え方は様々な問題があるものの、日本でも年金システムの安定性確保(保険料率の固定化)のために検討されて良い。

7. 公的年金改革論

米、英、スウェーデンの公的年金改革の方向、及び国内における公的年金改革論争の動向をみると、公的年金改革は以下のようにパターン分けできると思われる。

- 1) 基礎年金(賦課方式)は政府に残し、厚生年金保険の報酬比例部分を民営化する。民営化の方法としては、報酬比例部分を a) 個人責任の確定拠出型年金とする、b) 企業年金に乗せる。
- 2) 基礎年金の考え方を廃止し、一階、二階を一本化するスウェーデン方式。各人の保険料拠出金合計額を平均余命で割り、年金世代となった場合の年金額とする等(賦課方式の修正)
- 3) 現行制度を現状のままとし、給付条件を大幅に切り下げ、保険料率の固定化を目指す。この場合の問題点は、公的年金が老後の人々の所得保障においてどの程度の役割を目指すべきかをまず明確にし、強力なリーダーシップのもとで給付引き下げを実施し得るのか否かである。

ここでは、まず1) 2) の改革案について検討を加え、最後に3) について検討する。

報酬比例部分の民営化を検討するに当たって重要なことは、まず基礎年金、ナショナル・ミニマム部分をどのように考えるかである。日本の基礎年金は2030年、55兆円の支払額に達するものと予想される。国内では、これを税によって賄うべきであるとの論議がある。仮にこの全てを消費税でファイナンスする場合、2030年消費税率はほぼ9%が必要となる。税でファイナンスすることは、「日本国籍を有する人は65歳になったとき、現行の制度をそのまま適用するならば、2030年、月13.5万円の給付を受けられる(夫婦の場合は27.0万円)」ということの意味する。完全に税となることは、保険の場合の原則であった、保険料拠出者が老後の年金受給の権利を持つとの原則を放棄することである。そこで、英、米、スウェーデン等の基礎的な年金部分のルールをみる。

1) 米国のソーシャル・セキュリティ(一階建て)

社会保障税と言う名による社会保険方式(所得控除ではない) 極めて低所得な人を除いて、所得のある人は拠出が義務づけられている。

ソーシャル・セキュリティの5原則

当制度によって全ての米国人に対して一定の所得保障。

年金受給権は法定。行政の裁量の余地を制限

ミーンズ・テストの否定

給付額は過去の勤務期間に基づいて決定(給付は35年間の平均所得が基準)

拠出制 : ただし、年金を受け取る権利は給付額を賄うために拠出を行うことによって発生する。

(給付を受け取るためには10年以上の拠出が必要)

(例) 10年間会社勤め後、25年間所得ゼロだった専業主婦を考えると、35年間の平均所得の一定比率が年金となる。65歳の時、これと夫の50%の年金額の高い方が選択される。

ソーシャル・セキュリティの給付には所得再配分機能がある(98年)。98年に給付開始となる人の給付計算は、

各人の生涯平均所得(インフレ調整後)

~477ドル	平均所得の90%
477~2875ドル	平均所得の32%
2875~5700ドル	平均所得の15%

所得代替率(単身モデル・ケース)

低所得(平均の45%)	65%
平均	48%
高所得(平均の160%)	41%

(注)インフレ調整後の生涯平均年収に対する比率

<生涯平均所得2930ドルの例>

$$477 \times 0.9 + (2875 - 477) \times 0.32 + (2930 - 2875) \times 0.15 = 1205 \text{ドル}$$

2) 英国(基礎年金)

社会保険料方式、一般税からの補助なし。

基礎年金を満額受け取るためには男性44年(女性39年)の保険料拠出が必要。99年から低所得者には最低保証制度あり(財源は税金)

基礎年金の給付額(給付後の調整はインフレ・スライドのみ)は定額である。

満額の場合は、週66.75£(13300円)夫婦二人の場合は主婦は60%、合わせて106.7£(21300円)(代替率は現役の男性平均給与に対して16%、夫婦25%と言われている)

拠出は若干の所得再配分機能あり。

普通の場合は、自営業者は6.55£/週、サラリーマンは報酬比例部分も含めて給与の10%(ただし計算基準の給与に上限あり) 会社側は12.2%(上限なし)

自営業者で一定以上の所得がある場合は追加拠出が必要(年収7530~26000£の人はこの部分の所得の6%)

3) スウェーデン(一階建て)

社会保険料方式

サラリーマンは労使折半で18.5%、自営業者も18.5%フルに支払う。

所得再配分機能なし。

所得の低い人々に対しては最低保証年金あり(税が財源)

家族が子育て、介護で離職した場合は保険料を支払ったものとみなす。

18.5%のうち、16%は年金世代のために拠出され、2.5%部分は各人が確定拠出型年金で運用する。

4) ドイツ

一階建ての公的年金制度で、基本的に所得比例である。ホワイトカラー、ブルーカラーなど職種によって制度が異なるが、現在は被用者に関しては内容に差異はない。

公的年金制度は、被用者は強制加入、自営業者は一部を除いて強制ではない。自営業者や所得のない専業主婦も、任意で被用者年金制度に加入することができる。

公的年金は基本的に、社会保険料方式で運営されている。ただし、一部、税からの移転がある(1998年には保険料値上げを避けるために、付加価値税が1%引き上げられ年金会計に投入された。またエネルギー税を増税して充てることも検討されている) 保険料がカバーしているのは費用の75%で、25%が税で賄われていると言われる。

1999年4月からの年金保険料は所得の19.5%(ベースとなる所得の上限はDM8,500/月) 被用者は雇用主と折半である。

受給資格： 5年以上の拠出期間があること。ただし、子育て中の人(3年間まで) 在宅で介護をしている人は、保険料を支払ったとみなされる。

受給開始年齢： 65才(女性は現在60才だが、2000年以降段階的に65才まで引き上げの予定)

年金額： 所得と拠出期間に応じて決定される(基本的に、給付額における所得再配分は行われていない模様)

受給開始後の年金額はネット賃金の伸び率で改定される(1992年にグロスからネットに改訂)

1997年現在、公的年金額は、現役世代平均賃金の、グロスで約50%、ネット所得(社会保険料・税引後)で約70%の代替率と考えられる。

5) 公的年金が全て租税によってファイナンスされている例

<カナダ>

カナダの公的年金は、居住年数のみによって受給資格が決定される Old Age Security(OAS)と、所得比例年金である Canada Pension Plan(CPP)の二階建てになっている。このうちOASは、全額、連邦の国税によってファイナンスされている(CPP は保険料方式による)

OAS の給付額は、18 才以降 40 年以上カナダに居住した場合に満額となり、C\$417.42 /月 (約 29,000 円、1999 年)である。

ただし、一定額以上の所得がある場合、OAS は「(所得額) - (一定額)」の 15%を減額されることになっている。したがって、所得が相当程度多くなると、OAS を全くもらえないことになる。1999 年現在の一定額は C\$53,215(約 372 万円)である。また、OAS 給付は課税対象である。

居住年数が少なく、年金額が非常に少ない場合は、最低所得補助給付(GIS)が支給される。

2001 年から公的年金の制度改正が予定されている。一階部分を Seniors Benefit とし、より一層、低所得者層向けの年金という位置づけにされる。すなわち、Seniors Benefit 自体が最低保証年金的な役割を果たすことになる。

<デンマーク>

全国民を対象とした国民年金と、それに上乗せされる所得比例の付加年金(ATP)の二階建てである。

このうち国民年金は、全額、国税で賄われている。

15 才から 67 才までの間に 40 年以上デンマークに居住すると、67 才から国民年金を満額受給できる(1999 年より受給開始年齢は 65 才に引き下げられる)

国民年金給付額は、1997 年現在、基礎額 45,720 クロネ /年(約 68 万 6 千円、月 57,000 円)この他、所得が低い場合に、年金加算額が支給される。

6) 海外の基礎的な年金部分の要約

	拠出	給付	専業主婦	原則	改革案
米国 (一階建て)	所得の12.4% (労使折半)を 税で徴収 所得控除ではな い	給付に所得再配分 機能あり(さらに、所 得が多いと、給付額 に課税)	主婦は夫の 50%	給付は拠出に 対応する。 税の投入なし 生活保護は税	赤字化が予想され るため、確定拠出 型の導入が提案さ れている
英国 (二階建て)	自営業者定額、 サラリーマンは 所得の10% (会社側は12.2%)	基礎年金は定額 基礎年金の代替率 は夫婦で25%	主婦は夫の 60%	社会保険方式 (税の投入なし) 最低保証年金 は税	低所得者には基礎 年金に上乗せ部分 を入れ、報酬比例 部分は確定拠出化
ドイツ (一階建て)	サラリーマンは 所得の19.5% (労使折半)	現役平均賃金のグ ロスで50%の代替 率	自営業者・ 主婦の参加 は任意	社会保険方式 (約25%が税) 生活保護は税	保険料率を20% 以上とすることが困 難なため、給付切り 下げを目指す
スウェーデン (一階建て)	サラリーマン(労 使折半)で18.5% 自営業者も18.5%	各人の拠出額(含 む企業拠出)合計 を平均余命で割る。	大半の婦人 が社会進出 している	社会保険方式 (税の投入なし) 最低保証年金 は税	新方式が99年度 より採用された
カナダ (二階建て)	基礎年金は税 でファイナンス	基礎年金は40年 間在住すると月2.9万円、高所得者には給付せず	夫と同じ	基礎年金は税 でファイナンス し所得再配分	基礎年金は、最低 所得保証部分とし 非課税の方向
デンマーク (二階建て)	基礎年金は税 でファイナンス	基礎年金は月5.7 万円の給付	夫と同じ	低所得者には 加算年金	N.A.
日本 (二階建て)	サラリーマンは 所得比例 自営業者は定 額	基礎年金は定額 可処分所得代替率 は夫婦で33%	夫と同じ	社会保険方式 (税の投入が 50%) 生活保護は税	基礎年金を全額税 とすべきの意見あ り

米国： 社会保障税であるが拠出を行うことによって給付が発生する、 拠出は所得の12.4%(労使折半) 給付に所得再配分機能あり、 専業主婦は夫の50%。

英国： 日本と同じ拠出方法であるが税の投入はない、 所得代替率は夫婦で25%(妻は夫の60%) 日本の場合は可処分所得ベースで33%(妻は夫の100%) 自営業者で一定以上の所得がある場合は追加拠出が必要。

ドイツ： 社会保険料方式の一階建て(25%程度が税金と言われている) 拠出は給与の19.5%で労使折半、 自営業者は任意で所得の19.5%、 所得代替率は社会保障費控除・税引後所得の70%。

日本のように、国税投入が5割、専業主婦は夫の100%の国はない。英米独においては拠出と給付が対応している(100%国税の考え方はない)

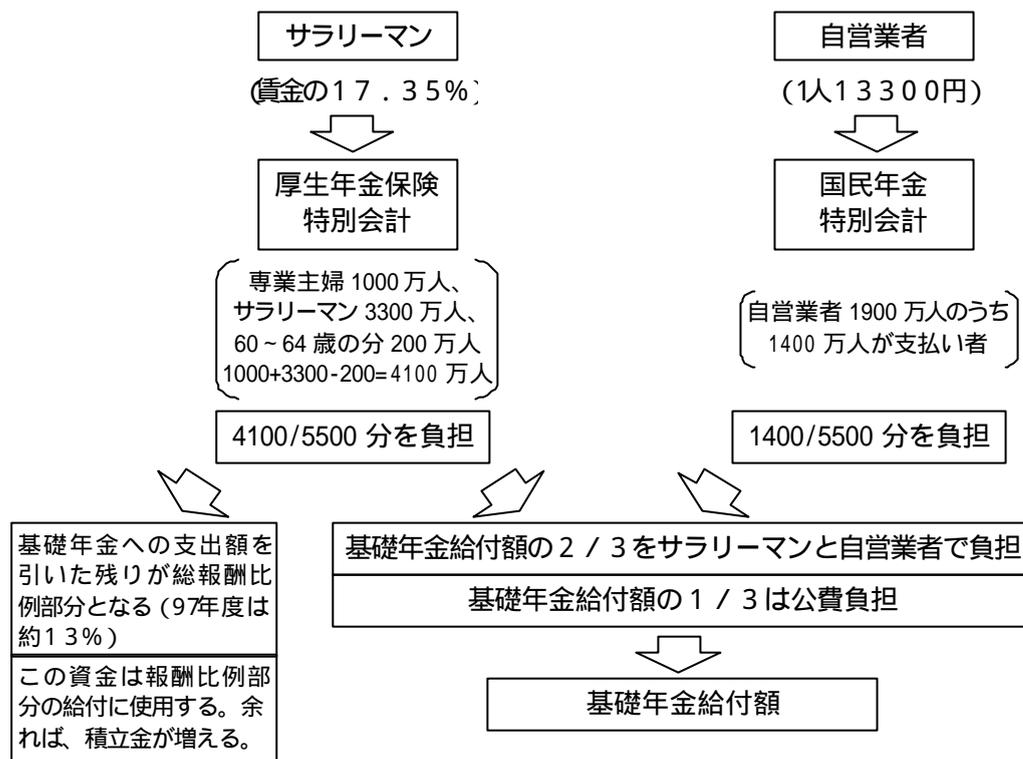
基礎年金部分を100%税でファイナンスしている国としてカナダとデンマーク等がある。カナダの給付レベルは、月29000円(所得が高くなるともらえない)。デンマークは月57000円。日本のレベルを若干下回る。デンマーク等北欧諸国は税でファイナンスするケースが多い(除くスウェーデン) スウェーデンは特殊な賦課方式に移行した。

税によってファイナンスする場合は、所得により給付額を減額するケースが多い。最低所得保障の考え方が生じている。

日本では100%税でファイナンスすべきとの議論があるが、英米独及びスウェーデンが拠出と給付を対応させている事実を忘れてはならない。100%税でファイナンスする場合は、生活保護のための最低所得保証と考えるのか否かがまず議論の原点である。これを上回る給付レベルにするならば、所得再配分ルールを入れるか否かを論ずるべきである(現行の日本では50%は公費となる見込み。所得再配分機能はなく、給付レベルは代替率33%と極めて高い) また、女性の社会進出が続くなかで、専業主婦への給付が夫の100%である点についても論議が必要である。

8. 基礎年金の拠出方法

- 1) 基礎年金の50%は公費によってファイナンスされ、残りは保険料収入によって賄われる方向にある。報酬比例部分が民营化されたとすると、国家に残される基礎年金に何が起こるのであろうか。まず、日本の基礎年金に対する現行の拠出ルールを示す(公費が1/3)単純化のために、共済制度は無視している。



- 2) 日本の基礎年金の特色は、自営業者は定額、サラリーマンは給与の一定比率を納めその一部が基礎年金となっている、自営業者は夫婦で年金給付を受けたいと考える場合は、 $13300(\text{円}) \times 2 = 26600(\text{円})$ 二人分支払っている。サラリーマン専業主婦は基礎年金はもらえるが、現行制度では夫を通じて支払っている建前となっている。
- 3) 上図に沿って説明する。自営業者は一人13300円を毎月定額で拠出する。夫婦の場合は二人分支出し、資金は国民年金特別会計に入る。サラリーマンの場合は労使折半で賃金の17.35%を厚生年金保険特別会計に拠出する。基礎年金の1/3は公費で賄われるので、自営業者とサラリーマンで残りの2/3を負担することとなる。その時の配分ルールは基本的には加入者数による按分である。自営業者は1400万人が保険料支払い者、サラリーマンは単純化すれば専業主婦を加えて4100万人であり、両者合計で5500万人となる。したがって、基礎年金の2/3を負担するとき、 $4100/5500$ が厚生年金保険特別会計、 $1400/5500$ が国民年金特別会計の負担となる。そして、サラリーマン拠出金から基礎年金に拠出された残りが報酬比例部分への拠出となる。97年度の場合は、17.35%のうち約13%が報

- が報酬比例部分となった(97年度においては、基礎年金給付額の49%がサラリーマンOBへの給付だったにもかかわらず、現役サラリーマンが拠出全体の65%を負担している)
- 4) 仮に厚生年金保険料率を現行の17.35%(総報酬比率13.6%)で固定し、公費負担が2004年度から現行の1/3から1/2になるとしても、基礎年金の給付が今後増加を続けるために、2030年頃には厚生年金保険特別会計に拠出されたサラリーマンの保険料の多くは基礎年金給付のために使用され、報酬比例部分への使用は97年度に比べて5%程度低くなる。現行の計算式は厚生年金保険特別会計から基礎年金への拠出をした残差が報酬比例部分であるため、このような事態が生じるのである。
 - 5) すなわち報酬比例でサラリーマンが拠出し、このうちに専業主婦が含まれているという建前があり、一方自営業者が定額で拠出しているため、サラリーマンが拠出した金額を基礎年金部分と報酬比例部分にどのように配分するかのルールは極めて曖昧なのである。このため、報酬比例部分を民営化するとき問題が発生する。
 - 6) もし報酬比例部分が民営化されたとすると、サラリーマンは基礎年金に対してどのように支払うのか。自営業者と同じ、 $13300(\text{円}) \times 2 = 26600(\text{円})$ (夫婦二人分)そして、その半分を企業負担とするのか。それともサラリーマン、自営業者の両者とも所得比例に移行させ、妻は夫の100%とするのだろうか。
 - 7) もし定額と処理したならば、報酬比例部分は $(賃金 \times 17.35\%) - 26600(\text{円})$ として、移行して良いのであろうか。
 - 8) 基礎年金を国家に残し報酬比例部分を民営化する場合は、日本では曖昧なまま現在まで続いてきた、定額と報酬比例の拠出の併存、専業主婦問題、を再整理し、報酬比例部分の確定をしなければならない。
 - 9) 何らかの解決があっても基礎年金は国家に賦課方式として残るため、高齢化の進行により現役世代の負担は増加し続けるしかない。97年度の基礎年金給付額は12兆円、これが2030年度には55兆円と見込まれるため、公費負担比率が大幅に上昇しない限り、現役世代の基礎年金負担は増え続けよう。企業側としては、企業負担の削減を目指して報酬比例部分の民営化に挑むが、国家に残った基礎年金部分の負担は増加し続けるのである(日本の公的年金給付額に占める基礎年金の比率が高いことがこの背景にある)また全てを消費税とする決断を下せば、2030年消費税9%(55兆円)が基礎年金のために必要となる。
 - 10) したがって、「基礎年金を全額公費とするか保険原理を残すのか」、「基礎年金の給付レベルを今のままとするのか、下げるのか」、「保険原理を残した場合、自営業者とサラリーマンの分担方式をどうするか」、「専業主婦問題をどのようにするのか」、さらに「基礎年金部分の給付において、高所得者の給付を引き下げるのか、全員同額とするのか」が報酬比例部分の切り出しの前にまず論議される必要がある。
 - 11) ここでは、報酬比例部分を切り出す過程で基礎年金部分の確定に係わる問題点を指摘し

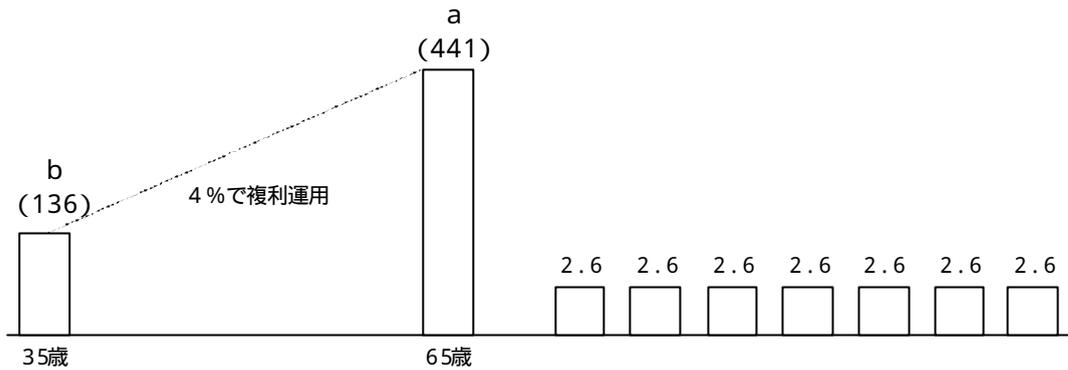
た。この問題点は、公的年金改革の3)、すなわち現行の制度を維持する中で給付条件を大幅に切り下げる案においても、そのまま争点となる。

- (注) 97年度には、サラリーマンOBに対する給付は6兆円(基礎年金給付の49%)であるのに対し、現役サラリーマンの拠出は8兆円(基礎年金への拠出の65%)である。拠出に対するシェア(65%) / 給付に対するシェア(49%) = 1.34(厚生年金保険他勘定サポート率)。今後、高齢化の進行により基礎年金支出は急増し、かつサラリーマンOBの増加がより顕著となる。このため、厚生年金保険のサポート率が低下するのと同時に、厚生年金保険の報酬比例部分繰入比率も低下する。したがって現行制度を維持する場合でも、自営業者グループとサラリーマングループの負担のあり方をどのように再構築するかが課題となる。論点は、サラリーマンは所得比例、自営業者は定額でよいか、3号被保険者の処理をどうするかの2点となろう。

9. 報酬比例部分の民営化

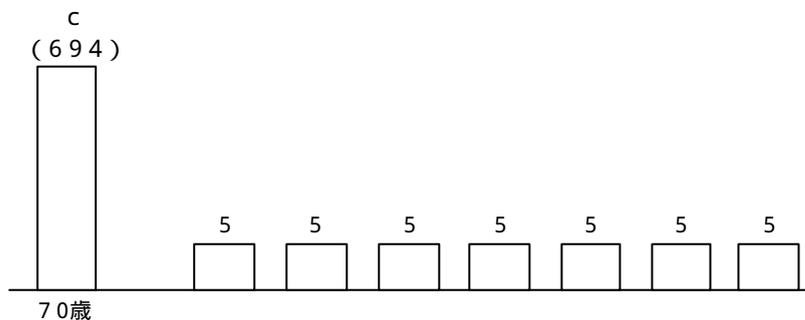
公的年金の民営化案の中で、まず、「個人口座を開設し、自己責任で資産運用を行う確定拠出型年金」を検討する。米国の公的年金改革案にもこの案が取り入れられており、スウェーデンでは実際に公的年金の一部に確定拠出型年金が導入された。ここでは厚生年金保険報酬比例部分の確定拠出型年金化のプロセスについて説明する。

- 1) 確定拠出型年金に移行するためには、全サラリーマンが個人口座を開設する必要がある。今までは本人が従業員給与の8.675%を拠出し、会社側も8.675%を拠出して、厚生年金保険特別会計にプールしていた。これを、各サラリーマンが個人口座を開設、本人及び企業がある一定の拠出を行い、サラリーマンが自己責任で運用して老後の備えとすることとする。
- 2) この時、個人口座への入金額をどのように決定するかが一つの問題となる。労使が合わせて従業員給与の17.35%を現在拠出しているが、これは基礎年金及び報酬比例部分の合計である。基礎年金は国家に残し、報酬比例部分だけ確定拠出型年金へ移行するので、各個人口座への拠出は17.35%ではない。前に議論したように様々な考え方が有り得るが、ここでは厚生年金保険料の半分は基礎年金に使用され、半分は報酬比例部分であったと考える。したがって個人口座への拠出は労使合計で従業員給与の8.675%となるが、単純化のために8%(4%が従業員、4%が会社)が拠出され、今後料率が固定化されると考えた(ここでは10%弱は基礎年金に拠出と仮定した)
- 3) 報酬比例部分を確定拠出型年金に移行するためには、大きな問題が残されている。各人の年金受給権をどのように処理するかである。2000年に35歳であるA氏の場合、現行制度での報酬比例部分の65歳からの年金給付額は以下のように決定される(A氏は過去13年間勤務し、この間の平均標準報酬月額が27.7万円であった)
$$[(\text{平均標準報酬月額}) \times 156 (\text{ヶ月}) (13 \text{年勤務したと仮定}) \times 0.007125] / 12$$
$$(27.7 \times 156 \times 0.007125) / 12 = 2.6 (\text{万円})$$
つまり、A氏はすでに65歳以降、毎月2.6万円の年金を受け取る権利(年金受給権)を持っているのである。
- 4) 65歳になったときから、月2.6万円の年金給付を可能とするためには、今A氏の口座にいける金額を拠出しなければならないのであろうか。次図に沿って説明する。



aは月2.6万円の終身年金を賄うための財産額である(ここでは単純化のために20年の有期年金として計算する)、A氏は現在35歳、したがって、bの金額が個人口座に入金され、今後30年間4%で複利運用されれば、a(441万円)の金額となる(新しい厚生年金保険の再投資レートは4%となるため、全ての計算で4%を使用する)、 $b \times (1 + 0.04)^{30} = a(441)$ である式を解くと、bには136万円の資金が初期値として入金されればよいこととなる。

- 5) 一方、すでに年金生活者となっている人々も存在する(年金生活者の年金給付額は、サラリーマンの場合、基礎年金部分と報酬比例部分に分かれている。したがって、この報酬比例部分を民営化しなければならない)、この場合は、以下のように考える。B氏は70歳、毎月5万円、報酬比例部分の年金給付を受けている。



cは70歳から毎月5万円の終身年金を賄うための財産額であり、B氏には694万円の金額を入金し、一括払い年金の購入を求めることになる。

- 6) このようにして、現役サラリーマンの個人口座に入れる制度変更初期値分配額、年金生活者が一括払い年金を購入するための一時金入金額を全部合わせると、どれくらいの金額となるのだろうか。厚生省99年推計によると、約500兆円が推定されている。うち170兆円は積立金等によってカバーされているため、330兆円が新たに財源として必要となる金額である。つまり、報酬比例部分を確定拠出型年金へ移行するに当たって、個々人の年金受給権を保証するためには、各人口座に総額500兆円の拠出が必要であり、国家は330兆円の新規財源債の発行を必要とする。報酬比例部分民営化論の最大の課題は、このファイナンス金額である。

- 7) 話をA氏に戻そう。A氏は、国家から136万円を初期値として入金され、以後従業員給与の8%(労使折半)の拠出を受け、それを自己責任で運用していく。予想再投資レートとして、ここでは4%を使用する。そして2030年の元利合計額は3340万円、これを20年の有期年金とすると月当たり20万円の年金支給額となる。
- 8) 前述の説明で、現行の厚生年金保険給付計算式を用いると2030年からの年金給付額(報酬比例部分)は19.43万円と計算できた。つまり、現行の賦課方式が継続し、かつ保険料が順調に値上げされた場合と比べると確定拠出型年金への移行による結果はほぼパリティとなる(ただ自己積立方式であるため、年金給付額にインフレ・スライド条項はなくなる)ただし4%の再投資レートは仮定に過ぎない。もし3%でしか運用できなかった場合は、給付水準の切り下げとなる。
- 9) したがって「8%ではなく、もっと拠出すべきである」との意見も生じよう。つまり、新しい拠出率をどうするかをめぐる論争となろう。公的年金報酬比例部分を自己責任で運用することについての社会的合意形成には多くの時間を必要としよう。ただ決着すれば、人々の老後の備えに対するルールは明確となり(例えば、基礎年金は公費で調達、給付には所得再配分機能あり、報酬比例部分は自己責任での運用、企業拠出率は4%、個人拠出率も4% etc.) かつ厚生年金保険報酬比例部分は人口動態の変化から中立となり、企業負担も固定保険料率となる。

10 報酬比例部分を企業年金へ移行させる

- 1) 前章では報酬比例部分を個人勘定に拠出し従業員の自己責任による運用としたが、企業年金へ移行させることも考えられる。
- 2) 現在サラリーマン3300万人、厚生年金基金1200万人、適格退職年金1000万人、両方に加入している場合もあるので企業年金なしのサラリーマンが1500万人前後いる。したがって、「企業年金に乗せる」考え方に現実性はないが、企業年金のない場合は個人口座の開設による確定拠出型年金とすれば、話は前進する。
- 3) この方法でも年金受給権の問題があり、国家が330兆円の国債発行を強いられ、500兆円の資産の現役世代対応部分が企業年金と新たに設立された確定拠出型年金口座に投入されなければならない。
- 4) 年金世代に対する現金入金については、年金世代に現金入金し、すぐさま一括払い終身年金の購入を求める、年金世代の給付のみを担当する特別運用機関を設立し、その機関が資産運用と給付事務を行う等々の処理が必要となろう。
- 5) 企業年金のある企業にとっては経営リスクの上昇となろう。90年代、本邦企業は株安、異常低金利により巨額の積立不足に陥った。このため、厚生年金基金を運営している企業から代行返上論が台頭している。企業年金移行案による解決は適格退職年金の厚生年金基金化であり、企業としては受け入れがたい提案であろう。
- 6) また、現在企業年金のない企業の従業員からみても納得は出来ないだろうし、新たに設立される年金世代向け特別運用機関が運用に失敗したときの責任は誰が取るのかの問題も生じる。
- 7) したがって報酬比例部分の企業年金化は困難であり、民営化は個人が自己責任で運用する確定拠出型年金への移行を真に実施できるか否かの問題となろう。

1 1 報酬比例部分の民営化の要約

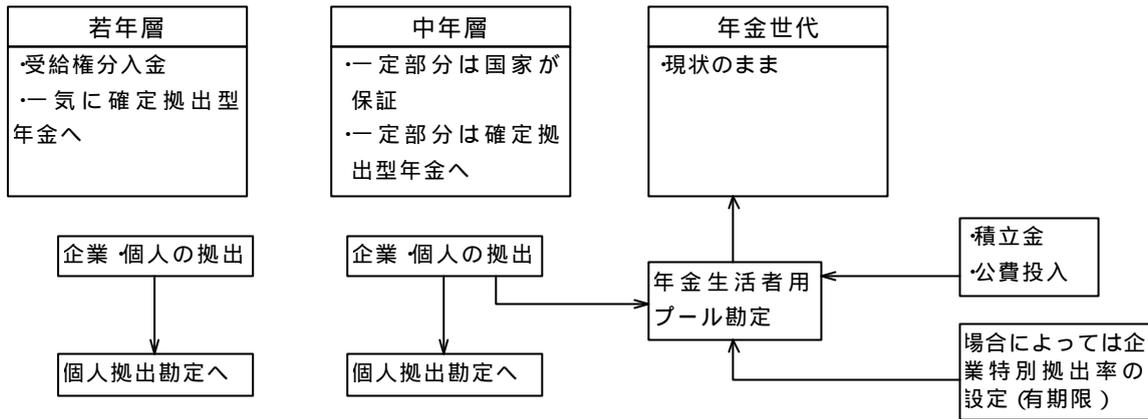
- 1) 民営化論とは、厚生年金保険報酬比例部分を完全積立方式(個人口座が開設され、個人が自己責任で運用を行う)へと全面移行させるべきとの主張である。各人が自己責任で老後の備えを準備するため、人口動態の変化に対して中立であること、及び企業にとって保険料率が固定化され、人々にとって老後の備えのルールも明確となること、積立方式のメリットとなる。
- 2) それに対してデメリットは4点ある。自己責任で老後のために資産運用を行っていただくだけの能力が、国民全体に果たしてあるのか。日本版401(k)プラン導入においても、従業員側から主張された「中長期財産形成のための能力は我々にはない」は大きな争点であった。厚生年金保険の積立残高170兆円を個々人の口座に再配分することなど事実上可能なのか。このことにより厚生年金保険特別会計の資金運用部預託金はゼロとなる。戦後50年、賦課方式を前提に構築されてきた社会インフラを全て自己積立型に変更するためには多大なコストがかかる。
- 3) 4点目が最大の問題点であるが、各人はその拠出額、拠出年数に合わせて、将来給付を受ける金額、すなわち年金受給権が確定している。したがって、この年金受給権に見合う資産を初期値として、各人口座に入金する必要がある。この合計金額は厚生年金保険の積立金残高を大きく上回っているため(総額500兆円)、国家には330兆円の国債発行が必要となる。理由は、今の人々の受給権は厚生年金保険料が値上げされる中で長期的に確保されることになっているにもかかわらず、ある断面で各人に帰属させてしまうため大幅な資金ショートとなるということである。つまり、将来の保険料の値上げで入ってくる資金を今各人口座に入金してしまうため、国債発行で埋める必要性が生じる。
- 4) したがって、積立方式はメリットはあるものの、移行過程に多くの障害がある。
- 5) なお、基礎年金が消費税となり、民営化された報酬比例部分に対する企業拠出が仮に給与の4%となった場合、2030年の企業負担は10兆円(現状11兆円、現行制度のままで2030年33兆円)と大幅に改善されるが、国家の負担は現在の4兆円から55兆円となる、基礎年金の1/2が国税、残りは保険原理を残すとした場合、基礎年金に係わる企業負担は、 $55 \times (1/2) \times (4100/5500) \times (1/2)$ とすれば10兆円、民営化された報酬比例部分は10兆円であるから、合わせて20兆円となる。一方、国家の負担は4兆円から27.5兆円となる。民営化論は租税と密接にリンクしているため、国家財政収支とのバランス論も合わせて必要である。
- 6) 税と公的年金の関係を整理すれば以下のような表となる(報酬比例部分が確定拠出型となり企業が4%負担の場合)、なお、現行制度のまま新厚生省案の保険料値上げとなった場合の2030年の企業負担は33兆円である。

	公費負担 現状 2030年 (兆円)	企業負担 現状 2030年 (兆円)	課題	共通課題
基礎年金を全額税でファイナンス	4 55	11 10	英、米、独、スウェーデンは「拠出した人だけが給付を受ける」 給付のレベルは今のままでよいか？ 所得再配分は不要か？ 50%公費負担に比べて国家の負担は大 専業主婦問題は一気に解決する	公費負担が急増するため、公的年金給付時課税の全面的見直しが必要
50%は公費投入、50%は保険原理を残す	4 27.5	11 20	現在、自営業は定額、サラリーマンは報酬比例、サラリーマンは専業主婦部分も支払っているとの「みなし」のルールをどのように再整理するか	

(注) この他に国家は、330兆円の新規国債の発行が必要となる。

- 7) 「報酬比例部分については全額一気に確定拠出型年金への移行」とのケースをここでは使用した。このため年金生活者にも自分の口座に資金流入が起こるとした。現実的な解としては、若年層は一気に確定拠出型年金化、現役高齢者は賦課方式と積立方式の混合、年金生活者は現行の賦課方式を継続させる、との世代分割を行い、30～40年の歳月をかけて報酬比例部分を完全に積立方式へ移行させる、等の折衷案が考えられよう(次図参照)。この時は、分割された世代別に初期値入金額を変更する等の対応が必要となる。さらに、年金世代の給付、高齢者の賦課方式部分を守るため、どの程度の保険料率とするか、国税投入をどうするかを細かく論議することが必要となる。しかし、現役世代の負担に限度を設け世代間所得移転のウェイトを下げる制度変更であることに変わりはない。このため、大幅な国税投入は不可欠となる。したがって、本レポートでは単純な確定拠出型への全面、一律移行のケースを提示した。

ソフト・ランディング型の民営化 (- 大前提 :企業・個人の拠出率は固定化 -)



・30~40年かけた報酬比例部分の確定拠出型への移行であり、米国の民営化案をベースとした。米国の場合は公的年金が一階建てのためこれで改革は終了するが、日本は2階建てのため大胆な改革をしても基礎年金は別の問題として残る。

1.2 スウェーデン方式のシミュレーション

スウェーデン方式の特色は、基礎年金と報酬比例部分の区分が消滅し一つの年金システムとなっていること、自営業者も報酬比例で保険料を支払い、例えばサラリーマンが従業員給与の10%、会社側も10%を支払うケースでは、自営業者も自己の報酬の20%支払うことである、つまり、全ての労働者が同一基準で支払いを行い、自己の支払い保険料がインフレ調整され、年金生活者となった時にその累計額を平均余命で割った数値が各人の毎年の年金受給額となる。

- 1) そこで2章で示したA氏の例で、仮に日本にスウェーデン方式を厚生年金保険部分に導入した場合、どのような結果が生じるかについてシミュレーションを行った。ここでは、現行の17.35%の保険料率を一気に22.35%まで5%引き上げ、その後完全に固定した場合のA氏の65歳時の年金給付額を示す。2030年に向けての名目賃金上昇率2.5%、CPI上昇率1.5%を前提とする(なお、国税投入はないものとして計算している)
- 2) 表-2を説明しよう。91年には月給が21.1万円、保険料率が14.4%なのでA氏の「年間支払い保険料」は36.4万円である。そして、2030年、A氏が年金生活者になったとき、91年の再評価率は2.32であるから91年の支払い保険料は84.4万円と調整される。このプロセスを全部累計すると、2030年A氏の累積保険料支払額(再評価後)(これを名目仮資産残高と呼ぶ)は、7430.4万円となる。この時の平均余命は18.31年であるから、A氏の月当たり年金額は33.8万円(スウェーデンでは大半の女性が働いているため、スウェーデン方式では専業主婦を考慮していない)となる。
- 3) これを、定義は異なるが日本の厚生年金保険の前例と比較すると、前例が46.43万円(夫婦二人の公的年金額)であったのに対しスウェーデン方式は33.8万円、27%ほど給付レベルが低下する(代替率で50%前後となる)ここでは代替率が50%となったが、このようにある一定の所得代替率をターゲットとして保険料率を決めて新制度を導入するならば、現在日本で行われている年金財政安定化のための政治的妥協プロセスがなくなり、一定のルールの下で安定的な制度運営が可能となる。

	現行の厚生年金保険	スウェーデン方式
対直前名目賃金代替率	72%	52%
対生涯平均賃金代替率	68%	46%

- 4) 人々へのメッセージは以下の通りである。「インフレ調整は行われる。自分の現役時代の所得が多ければ、65歳時における名目仮資産残高が増加するので、平均余命が変化していなければ年金額は増加する。ただし、その時平均余命が長期化していれば年当たり受取額は減少する。」ルールは極めて明快となり、人々の未来の年金システムに対する不安は消え、保険料率も固定化が可能となる。現役所得に対する代替率は低下するが、この分は各人に所得控除枠を設定する民間の確定拠出型年金で補えばよい。

- 5) このシステム導入の問題点は、スウェーデン方式は女性の大半が働いていることが前提であるため、日本に導入するときは専業主婦対応が必要となる、基礎年金と報酬比例部分の区別がなくなり一本化するため、日本では自営業者の公的年金支払額を報酬比例とする必要があることである(自営業者が今まで固定額でしか支払ってこなかった)自営業者の移行処理については、65歳以降の給付に対して最低保障額を決め、新制度導入後に開始された報酬比例支払い分だけ上乘せしていくことが考えられよう。いずれにせよ、スウェーデン方式の課題は自営業者及び専業主婦対応である。なお、より根本的な問題としては、平均余命で年金給付額を決定するシステムは、高齢化の進行に対してはシステムの安定性を維持するために有効であるが、現在日本で焦点となっている「少子化」に対しては有効性を持ちづらいつという点が挙げられる。
- 6) スウェーデン方式における移行問題とは何であろうか。表-3は、2005年に65歳となり年金生活者となるC氏の累積支払い保険料額が2271万円であることを示している。これを平均余命で割った場合、月当たり年金額は10.8万円、対直前名目賃金代替率30.9%、生涯平均賃金代替率も30%と極めて低いものとなる。表の1960年代の数値をみると、支払い保険料は再評価されているものの、保険料率が極めて低かったため累積支払い保険料額がたまりきらなかった。つまり、保険料率が低い時代に勤務期間が長かった人は、制度変更によって不利益を受ける。これがスウェーデン方式によって発生する移行問題である。
- 7) 表-4は、スウェーデン方式を採用した場合の厚生年金保険収支である。平均余命を利用したことにより単年度収支でも黒字が続き、積立金残高は97年度末の122.8兆円から2030年420.7兆円にまで増加する。したがって、この積立金を不利益を被る人の給付条件の改善に使用することが必要となる。
- 8) 「痛み分け」の仕掛けはどのように準備すべきであろうか。スウェーデン方式のポイントは、このケースでは保険料率を22.35%で固定していることである。保険料を固定するためには、年金システムの中に二つの抵抗力が必要である。一つ目は高齢化の進行、二つ目は経済変動に対する抵抗力である。このスウェーデン方式は名目賃金上昇率2.5%、CPI上昇率1.5%を基本シナリオとして設計されている。つまり、名目賃金上昇率がこのレベルを上回れば保険料収入の大幅な増加となり、下回れば前提となっている保険料収入を下回ることとなる。このことは年金収支を赤字化させる。

9) 単純な例で示すと、以下の通りである。

	賃上げ率(%)	インフレ(%)	2025年の単年度 収支(兆円)	対 応
高成長	4.5	3.0	18.9	黒字化のため、給付 10%アップ
基本シナリオ	2.5	1.5	9.1	
ゼロ成長	0.0	0.0	-1.6	黒字化のため、給付 13%カット

10) つまり、固定化された保険料率を維持するためには何らかの「痛み分け」条項が必要なのである。日本でスウェーデン方式を導入する場合は、例えば以下のような処理が考えられる。
「5年に1回の財政再計算期に、過去5年間の賃金上昇率が基本シナリオを2%上回った場合は今後5年の給付は10%アップ、2%下回った場合は今後5年の給付は10%カット」このことにより年金システムの耐久力は上昇しよう(しばしば公的年金問題は世代間バランス問題と言われる。しかし賦課方式で保険料率を固定化するためには、経済成長率の変化に対するバッファも必要なのである)

表 - 2 スウェーデン型モデル年金受給額 (2030年65歳定年、加入期間40年の男性)

西暦	和暦	標準報酬 月額(万円)	保険料率 (%)	ネット賃金 (万円) = × (1 - /100)	支払保険 料(万円) = × /100 × 12	再評価 率	再評価済 保険料 = ×	再評価済み ネット名目賃 金 = ×	名目仮資 産残高(万 円) = 合 計
91	H3	21.1	14.40	18.0	36.4	2.32	84.4	48.9	84.4
92	H4	22.5	14.40	19.2	38.8	2.25	87.4	50.6	171.9
93	H5	23.7	14.40	20.3	40.9	2.21	90.3	52.3	262.2
94	H6	25.4	15.42	21.5	47.0	2.14	100.7	54.4	362.9
95	H7	26.8	17.35	22.1	55.7	2.11	117.9	56.6	480.8
96	H8	28.1	17.35	23.2	58.5	2.11	123.8	59.5	604.6
97	H9	29.6	17.35	24.5	61.7	2.06	127.3	61.1	731.9
98	H10	31.2	17.35	25.8	65.0	2.01	130.8	62.8	862.7
99	H11	32.8	17.35	27.1	68.4	1.96	134.3	64.5	996.9
00	H12	34.5	17.35	28.5	71.9	1.92	137.7	66.2	1134.7
01	H13	36.3	22.35	28.2	97.3	1.99	193.6	72.2	1328.3
02	H14	38.0	22.35	29.5	101.8	1.94	197.7	73.7	1526.0
03	H15	39.7	22.35	30.8	106.5	1.89	201.7	75.2	1727.7
04	H16	41.5	22.35	32.2	111.4	1.85	205.8	76.7	1933.5
05	H17	43.4	22.35	33.7	116.4	1.80	209.8	78.2	2143.3
06	H18	45.3	22.35	35.2	121.6	1.76	213.8	79.7	2357.1
07	H19	47.2	22.35	36.7	126.6	1.72	217.3	81.0	2574.4
08	H20	49.2	22.35	38.2	131.8	1.67	220.7	82.3	2795.0
09	H21	51.2	22.35	39.7	137.2	1.63	224.1	83.6	3019.1
10	H22	53.2	22.35	41.3	142.8	1.59	227.5	84.8	3246.6
11	H23	55.4	22.35	43.0	148.6	1.55	230.9	86.1	3477.6
12	H24	57.0	22.35	44.3	152.9	1.52	231.8	86.4	3709.4
13	H25	58.7	22.35	45.5	157.3	1.48	232.7	86.8	3942.1
14	H26	60.3	22.35	46.9	161.8	1.44	233.6	87.1	4175.7
15	H27	62.1	22.35	48.2	166.5	1.41	234.5	87.4	4410.2
16	H28	63.9	22.35	49.6	171.3	1.37	235.4	87.8	4645.6
17	H29	64.5	22.35	50.1	173.0	1.34	231.9	86.5	4877.5
18	H30	65.1	22.35	50.6	174.7	1.31	228.4	85.2	5105.8
19	H31	65.7	22.35	51.0	176.3	1.28	224.9	83.8	5330.7
20	H32	66.3	22.35	51.5	177.9	1.24	221.4	82.5	5552.1
21	H33	66.9	22.35	52.0	179.4	1.21	217.9	81.2	5770.0
22	H34	66.1	22.35	51.3	177.2	1.18	209.9	78.3	5979.9
23	H35	65.2	22.35	50.6	174.7	1.16	201.9	75.3	6181.8
24	H36	64.1	22.35	49.8	172.0	1.13	194.0	72.3	6375.8
25	H37	63.1	22.35	49.0	169.1	1.10	186.0	69.4	6561.8
26	H38	61.9	22.35	48.0	165.9	1.07	178.1	66.4	6739.9
27	H39	62.6	22.35	48.6	168.0	1.05	175.9	65.6	6915.8
28	H40	63.4	22.35	49.2	170.1	1.02	173.7	64.8	7089.5
29	H41	64.2	22.35	49.8	172.1	1.00	171.5	64.0	7261.0
30	H42	64.9	22.35	50.4	174.2	0.97	169.4	63.1	7430.4

平均標準報酬月額

73.1万円

標準年金額(月額) = 名目仮資産残高 / 平均余命
= 7430.4万円 / (18.31年) / 12

33.8万円

代替率

対生涯平均報酬月額 = 33.8万円 / 73.1万円 * 100

46.2%

対直前標準報酬月額 = 33.8万円 / 64.9万円 * 100

52.1%

表 - 3 スウェーデン型モデル年金受給額 (2005年65歳定年、加入期間40年の男性)

西暦	和暦	標準報酬 月額(万 円)	保険料 率(%)	ネット賃金 (万円) = $\times (1 -$ /100)	支払保険 料(万円) = \times /100 $\times 12$	再評価 率	再評価済 保険料 = \times	再評価済み ネット名目賃金 = \times	名目仮資 産残高(万 円) = 合 計
1966	S41	2.6	5.50	2.5	1.7	7.59	13.0	19.7	13.0
67	S42	3.1	5.50	2.9	2.1	7.38	15.2	23.0	28.2
68	S43	3.7	5.50	3.5	2.4	6.53	15.8	23.9	44.0
69	S44	4.3	5.79	4.0	3.0	4.99	14.8	21.2	58.7
70	S45	4.9	6.20	4.6	3.6	4.99	18.1	24.3	76.8
71	S46	5.9	6.28	5.6	4.5	4.33	19.4	25.7	96.2
72	S47	6.8	6.40	6.4	5.2	4.33	22.6	29.5	118.9
73	S48	8.7	6.90	8.1	7.2	4.33	31.3	37.8	150.2
74	S49	11.0	7.60	10.2	10.0	3.17	31.8	34.9	182.0
75	S50	12.3	7.60	11.4	11.2	2.71	30.3	33.3	212.3
76	S51	14.9	8.27	13.6	14.7	2.24	33.0	33.2	245.3
77	S52	16.5	9.10	15.0	18.0	2.24	40.2	36.8	285.5
78	S53	17.7	9.10	16.1	19.3	2.06	39.7	36.4	325.2
79	S54	19.1	9.10	17.3	20.8	1.95	40.6	37.1	365.7
80	S55	21.3	9.85	19.2	25.2	1.95	49.0	41.5	414.8
81	S56	22.8	10.60	20.4	29.0	1.76	50.9	40.0	465.7
82	S57	24.2	10.60	21.6	30.8	1.67	51.4	40.4	517.1
83	S58	25.2	10.60	22.6	32.1	1.61	51.7	40.7	568.8
84	S59	26.5	10.60	23.7	33.7	1.55	52.3	41.1	621.1
85	S60	28.3	11.50	25.1	39.1	1.47	57.3	41.5	678.4
86	S61	29.4	12.40	25.7	43.7	1.47	64.1	43.1	742.5
87	S62	29.9	12.40	26.2	44.5	1.43	63.7	42.8	806.3
88	S63	31.0	12.40	27.1	46.1	1.39	64.3	43.2	870.5
89	H1	32.8	12.90	28.6	50.8	1.31	66.6	43.0	937.1
90	H2	34.4	14.35	29.5	59.2	1.31	77.6	45.1	1014.7
91	H3	35.8	14.40	30.7	61.9	1.25	77.4	44.8	1092.1
92	H4	36.0	14.40	30.8	62.2	1.21	75.5	43.7	1167.6
93	H5	35.8	14.40	30.7	61.9	1.19	73.7	42.6	1241.3
94	H6	36.3	15.42	30.7	67.2	1.16	77.7	42.0	1319.0
95	H7	36.2	17.35	29.9	75.4	1.14	86.1	41.3	1405.1
96	H8	36.1	17.35	29.8	75.1	1.14	85.7	41.2	1490.8
97	H9	35.6	17.35	29.5	74.2	1.11	82.6	39.7	1573.4
98	H10	35.1	17.35	29.0	73.2	1.09	79.4	38.2	1652.8
99	H11	34.6	17.35	28.6	72.0	1.06	76.3	36.7	1729.1
2000	H12	34.0	17.35	28.1	70.8	1.03	73.2	35.1	1802.3
01	H13	33.4	22.35	25.9	89.5	1.07	96.0	35.8	1898.3
02	H14	33.8	22.35	26.2	90.6	1.05	94.9	35.4	1993.2
03	H15	34.2	22.35	26.6	91.7	1.02	93.7	34.9	2086.9
04	H16	34.6	22.35	26.9	92.8	1.00	92.5	34.5	2179.4
05	H17	35.0	22.35	27.2	94.0	0.97	91.3	34.1	2270.8

平均報酬月額 36.5万円

標準年金額 = 名目仮資産残高/平均余命
= 2270.8万円 / (17.48年) / 12 10.8万円

代替率
対生涯平均報酬月額 = 10.8万円 / 36.5万円 * 100 29.6%
対直前標準報酬月額 = 10.8万円 / 35.0万円 * 100 30.9%

表-4 厚生年金収支 (スウェーデン型の場合)

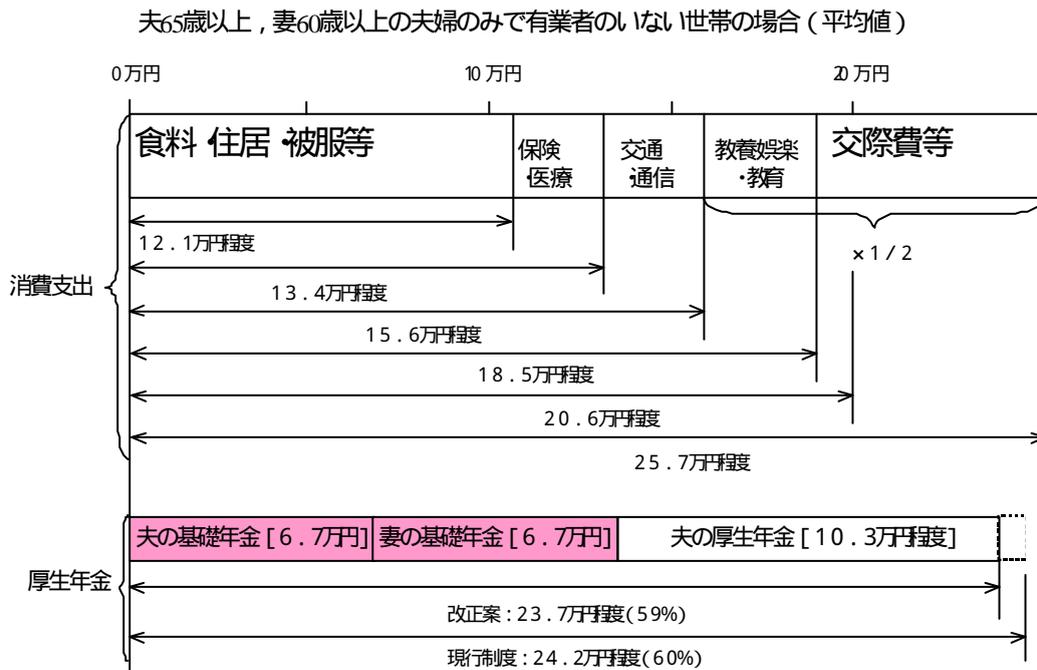
	収入合計 = +	保険料	利子収入 = (-1) × /100	実質年金 給付額	積立金 = (- 1)※	収支尻 = -	実質収支 尻	運用利回	積立金比 率 = (-1)/
1997	24.8	20.1	4.7	20.5	122.8	4.4	4.3	4.0	5.8
1998	25.8	20.9	4.9	21.5	127.1	4.3	4.1	4.0	5.7
1999	26.6	21.5	5.1	22.3	131.4	4.3	4.1	4.0	5.7
2000	27.3	22.1	5.3	23.1	135.6	4.2	4.0	4.0	5.7
2001	34.5	29.1	5.4	22.7	147.4	11.8	11.0	4.0	6.0
2002	35.7	29.8	5.9	23.8	159.3	11.9	10.8	4.0	6.2
2003	36.8	30.4	6.4	25.8	170.3	11.0	9.9	4.0	6.2
2004	38.0	31.2	6.8	27.1	181.2	10.9	9.6	4.0	6.3
2005	39.1	31.8	7.2	28.2	192.1	10.9	9.5	4.0	6.4
2006	40.2	32.5	7.7	30.0	202.2	10.2	8.8	4.0	6.4
2007	41.2	33.1	8.1	31.8	211.6	9.4	8.0	4.0	6.4
2008	42.1	33.6	8.5	33.1	220.6	8.9	7.5	4.0	6.4
2009	43.0	34.2	8.8	34.8	228.8	8.2	6.7	4.0	6.3
2010	44.0	34.8	9.2	36.6	236.1	7.4	6.0	4.0	6.2
2011	45.0	35.5	9.4	37.6	243.6	7.4	5.9	4.0	6.3
2012	45.9	36.1	9.7	38.0	251.5	7.9	6.2	4.0	6.4
2013	46.8	36.7	10.1	37.4	260.8	9.3	7.2	4.0	6.7
2014	47.7	37.3	10.4	38.6	269.9	9.1	7.0	4.0	6.8
2015	48.7	37.9	10.8	39.4	279.2	9.3	7.0	4.0	6.9
2016	49.8	38.6	11.2	39.2	289.8	10.6	7.8	4.0	7.1
2017	51.0	39.4	11.6	39.2	301.5	11.7	8.6	4.0	7.4
2018	52.2	40.1	12.1	40.0	313.7	12.2	8.8	4.0	7.5
2019	53.5	41.0	12.5	41.7	325.5	11.8	8.4	4.0	7.5
2020	54.8	41.8	13.0	44.2	336.1	10.6	7.4	4.0	7.4
2021	56.1	42.7	13.4	45.6	346.6	10.5	7.2	4.0	7.4
2022	57.4	43.6	13.9	47.0	357.0	10.4	7.1	4.0	7.4
2023	58.7	44.4	14.3	49.0	366.7	9.7	6.5	4.0	7.3
2024	60.0	45.3	14.7	50.6	376.0	9.3	6.1	4.0	7.2
2025	61.2	46.2	15.0	52.1	385.1	9.1	5.9	4.0	7.2
2026	62.4	47.0	15.4	54.1	393.4	8.3	5.3	4.0	7.1
2027	63.5	47.7	15.7	55.4	401.4	8.0	5.1	4.0	7.1
2028	64.5	48.5	16.1	57.4	408.6	7.1	4.4	4.0	7.0
2029	65.5	49.2	16.3	59.2	414.9	6.3	3.9	4.0	6.9
2030	66.4	49.8	16.6	60.6	420.7	5.8	3.5	4.0	6.8

(注)積立金比率=積立金(一期前)/実質保険給付

1.3 現行の制度を基本とした大胆な給付カット

- 1) 民営化、スウェーデン方式といった大胆な制度改革ではなく、現状の修正賦課方式に対してマイナー・チェンジを行いつつ、給付条件の引き下げ、保険料率の固定化は出来ないものであろうか。ここでは、現行制度を前提に改革案を検討する。
- 2) まず、下図が原点となる。99年度公的年金改革案によれば、専業主婦のいる年金世帯の現在価格ベースの給付額は23.7万円、現役の可処分所得代替率59%となっている。この23.7万円を高齢者世帯の消費支出25.7万円と比較すると $25.7 \div 23.7 = 92(\%)$ すなわち公的年金で夫婦二人(標準ケース)の生活費がほぼ賄われることになる。サラリーマンの場合、退職金があり、また金融資産の蓄積もあろう。このように考えると、現状の可処分所得代替率(59%)は、高齢者の現実の消費支出から見てあまりに高く、その切り下げが必要となる。
- 3) では、どこを目標とすればよいか。教養・娯楽・教育・交際費の合計値を1/2とすれば、消費支出合計で約20万円となり、一つの目途となる。この数値を可処分所得代替率で見ると50%、給付条件の17%カットを意味する。17%カットを行うことが可能となれば、現行の厚生年金保険料率を2.3%前後まで引き上げることにより公的年金給付のためのファイナンスが可能となる(2030年の企業負担2.6兆円、新厚生省案の場合3.3兆円)
- 4) ただし、「単純に給付17%カット、基礎年金は現行通り」と決めることは、厚生年金保険給付の報酬率比例部分が圧縮されることとなる(図での夫の厚生年金が10.3万円から6.6万円となること)このような決着は容認できない。

高齢者世帯の消費支出と厚生年金の比較



- 5) 総務庁「就業構造基本調査報告」によれば、自営業者とサラリーマンの年齢別就業者数は以下のようにになっている。

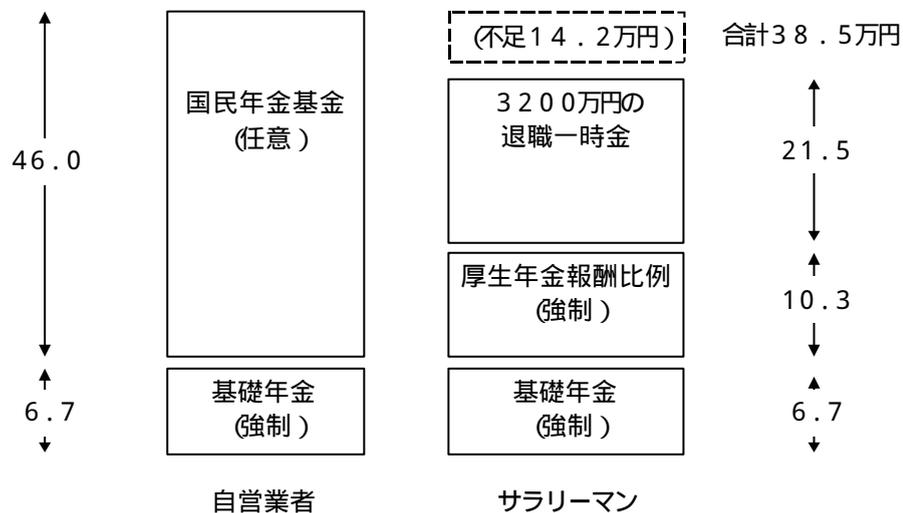
	55～59歳	60～64歳	65～69歳
自営業者(万人)	70	79	71
サラリーマン(万人)	242	83	32

サラリーマンの場合、60代前半の就業率は50代後半の34%、60代後半になると13%にまで低下する。一方、自営業者の就業者数には変化がない。つまり、公的年金が老後の所得保証に果たす役割はサラリーマンにとって極めて重要なのである。したがって、給付カットは報酬比例部分のみの切り下げでなく、基礎年金と報酬比例の両方が引き下げられるべきだと考える。

- 6) 「基礎年金の切り下げには反論が多く、現実妥当性を欠く」との意見が多いため、以下の事実を示す。現在、自営業者は国民年金基金に年81.6万円の拠出枠を持っている。つまり、23歳から毎年81.6万円拠出したとすると、60歳からの月当たり年金受給額は46万円(99年時点)である。一方、労働省「賃金労働時間制度等総合調査」によれば、1000人以上の従業員を抱える企業の大卒35年以上勤務の平均退職一時金は3200万円、これを終身年金化させると21.5万円である。これらの数値を代入したものが下図である。

現行の年金システム(自営業者とサラリーマン比較)

合計52.7万円



- 7) つまり、自営業者は基礎年金の強制加入分に加えて権利として46万円/月を持っているため、仮に拠出上限まで拠出すると、月52.7万円の年金給付が可能であり、かつ60代の就業率も減少しない。一方、サラリーマンは公的年金強制加入分で17万円、これに大企業退職金の年金化分21.5万円を加えても38.5万円である(自営業者が権利として持っている枠52.7万円に対して14.2万円不足している。サラリーマンに比べて自営業者が不利とは言えな

言えない)。そして60代の就業率は極めて低い。このような自営業者、サラリーマン比較を見れば、報酬比例部分のみの切り下げには同意できない。報酬比例分、基礎年金両者の切り下げが必要であろう。自営業者にとっては、すでに81.6万円の国民年金基金への所得控除による拠出枠がある。したがって基礎年金給付の下げに対しては、国民年金基金に対する拠出で十分対応可能である。

- 8) 基礎年金と報酬比例の両方とも切り下げる具体的案としては、以下のようなものが考えられる。「夫婦二人の年金生活者を前提に、基礎年金で10%カット(夫婦二人の基礎年金で13.4万円から12万円へ)、報酬比例部分を20%カット(10.3万円から8.3万円)、夫婦二人の23.7万円が約20万円へ低下。」
- 9) なお、この「現行制度による大幅給付カット」の案は、現行の修正賦課方式を保持しているために、人口動態の変化、経済変動に対して耐久力を持たない。経済変動に関しては、90年代より悪い経済環境はあまりないと考えるならば、対応策は考える必要はない。しかし人口動態の変化は少子化が続いているため、注意が必要である。人口動態から中立な年金システムは自己積立型である。したがって、報酬比例部分の給付水準を一段と引き下げ、見返りとしてサラリーマンに確定拠出型年金口座を開設し、一定の所得控除での拠出を認めることは必要であろう(日本版401(k)の個人拠出がこの役割を果たすはずである)事実、スウェーデンにおいても18.5%の保険料のうち2.5%は確定拠出型年金で運用されている。「高齢化の進行により公的年金給付額のレベルは下げざるを得ない。見返りとして、サラリーマンには確定拠出型年金、自営業者には国民年金基金等の利用を求め、自助努力のウェイトの引き上げを素直に求める戦略」は、国民の合意形成を得られるのではなかろうか。
- 10) 給付条件を大幅にカットし保険料率を固定化する戦略をより確実なものとするために、制度修正が一つ必要となろう。厚生年金保険料のうち何割を報酬比例、何割を基礎年金に拠出するかのルールの特典化である。給付では基礎年金と報酬比例は明確に区別されているが、拠出では、サラリーマンは報酬比例、自営業者は定額拠出、基礎年金給付に対する厚生年金特別会計と国民年金特別会計の分担ルールにおいて、厚生年金側には専業主婦を考慮に入れた分担比率が採用され、曖昧なままである(97年度には基礎年金給付額の49%がサラリーマンOBへの給付だったにもかかわらず、現役サラリーマンが拠出全体の65%を負担している)このため、状況によっては厚生年金側で本来報酬比例部分に拠出されるべき部分が拠出されない可能性が生じる。このような状況に至ることを阻止するためにも、厚生年金保険料のうちどれだけを報酬比例部分への拠出とするかを明確にすべきである(基礎年金は現状でも積立金をあまり持たず、ほぼ賦課方式で運営されている。一方、報酬比例部分は積立方式になじむ面がある。したがって、この両者の分断は今後の公的年金改革において極めて重要である)拠出比率を明確にしておけば、将来女性の社会進出に伴い、「専業主婦は夫の100%給付(基礎年金)拠出は厚生年金保険で払っているものとみなす」現行

るものとみなす」現行ルールが問題となったときも、基礎年金部分の問題として解決すれば良く、報酬比例部分にまでインパクトを与えることがなくなるはずである。

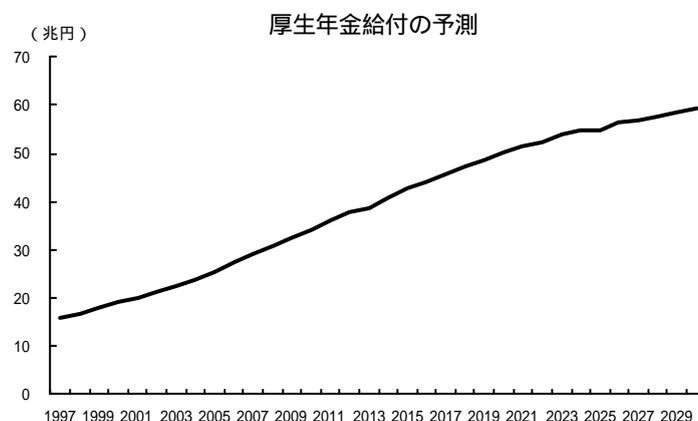
- 1 1)厚生年金保険料のうちの基礎年金と報酬比例の比率を明確にすれば、様々な経済問題にも対応可能となる。一つの例を示す。過去20年の特徴は女性の社会進出である。実質賃金の伸びが鈍化する中で、中産階級としての生活水準を維持するために、主婦の労働市場への参入が続いている。主婦の「もっと収入を得たい」という動きに制度的阻害要因があってはならない。一方、少子化が大きな社会問題となってきている。出生率の低下は公的年金の世代間扶養システムにインパクトを与えるため、その是正が必要である。したがって、極めて単純化して述べるならば「夫婦共稼ぎで中産階級としての生活水準を維持し、かつ二人の子供の育児を無理なくし得る」家族に係わる税制、社会保障制度が再構築されねばならない。女性の社会進出の阻害要因としてしばしば「103万円の壁」が問題となるが、パートタイマー主婦が年収130万円以上となると厚生年金保険支払い義務が発生する。現行制度では、夫がサラリーマンの場合、収入ゼロの主婦に対しては夫と同じ基礎年金給付が認められている。このため、パートタイマー主婦の立場から見れば、厚生年金保険料支払いは自分が収入を得るための費用でしかない。この問題を解決するためには、現行制度を前提にすれば、パートタイマー主婦の報酬比例部分のみの支払いを認めればよい。本人にとっても報酬比例部分は将来の自分の公的年金給付額の増加につながるため、支払いに同意すると思われる。また、通常の共稼ぎ夫婦にもこの措置は適用されるため、彼らにとっても費用節約となり、結婚は独身より経済的にプラスとなる。日本の少子化の一つの理由として晩婚化が挙げられる。税制等の面で結婚を経済的に見てプラスとする配慮が必要な局面にある。したがって「労働市場に参入した主婦の厚生年金保険料支払いは、報酬比例部分のみ」の制度改正は検討に値しよう。このことを可能にするためには、厚生年金保険料の何割を基礎年金、何割を報酬比例部分とするかを明確にしておくことが必要であろう。

1.4 要約と結論

- 1) 日本の公的年金は減速経済、低金利、そして高齢化の進行により、何らかの抜本的解決が必要な局面に入りつつある。99年度公的年金改革に基づく年金給付を維持するためには、仮に2030年に向けて名目賃金上昇率2.5%、CPI上昇率1.5%と前提をおくと、現役世代の負担は、現在の年当たり22兆円(労使折半)から、2030年66兆円へと増加する。現役世代の負担にも限度があろう。したがって、給付水準の切り下げが必要である。
- 2) しかし現在行われている公的年金のマネジメントは、5年に1回の財政再計算時に保険料率の値上げと、給付水準の切り下げが政治的妥協の中で決定され、人々に対して未来に対する不透明感を与えている。
- 3) どのような社会システムも、20~30年も歳月が過ぎればその抜本的な見直しが必要となる。現行の賦課方式の在り方を根本的に見直すべき時期に入っていると判断される。改革の基本は、現役世代の負担をあるレベルで固定化する、人口動態の変化、経済変動に対して現行制度より耐久力のあるシステムを目指す、年金世代の所得代替率の低下に対しては自助努力のウェイトを上げる、であろう。
- 4) 当報告書では、基礎年金を国家に残し、報酬比例部分を全て一律に各人の自己責任にゆだねる確定拠出型年金化のケースと、スウェーデンに登場した、基礎年金と報酬比例部分の区分をなくし現役時支払い保険料累計額(インフレ調整後)を平均余命で割って年金給付額を決定するシステム、現行の修正賦課方式の中で給付水準を大幅に引き下げる案について検討した。
- 5) 基礎年金を国家に残す場合の課題は、全額国税でファイナンスを行い、国籍を有する者は65歳時に一定の年金給付を行うとの戦略は先進国ではほとんど例がないことである。現役時代に保険料支払いを行ったものが老後の給付を受ける権利を持つとする保険原理を無視して良いか徹底的に論議すべきである。仮に保険原理を残した場合、サラリーマンは報酬比例で保険料を支払い、その一部が基礎年金に振り向けられている一方で、自営業者は定額の支払いとなっていることの調整、及び専業主婦をどのように扱うべきかについて明確なビジョン提示が必要となることである。なお、基礎年金部分は賦課方式なので、消費税としようとして保険原理を残そうと、高齢化の進行が続くため、2030年に向けてファイナンス負担は増加を続けることは認識しておくべきである。つまり基礎年金の額の妥当性が論議されるべきである。
- 6) 報酬比例部分を確定拠出型年金に移行させる際の課題は、様々な考え方があがるが最大のポイントは、現在のサラリーマンがすでに持っている年金受給権の確保のために、国家が330兆円の新規国債発行を必要とすることである。
- 7) スウェーデン方式では、報酬比例部分を確定拠出型年金に移行させる際の巨額のファイナンス・コストを発生させず、あるルールの下で年金世代の所得代替率を下げ、年金システムの

の安定化が可能である。エッセンスは、基礎年金部分と報酬比例部分を統合し、各人の保険料拠出額累計を平均余命で割る点である。このことにより、人口動態の変化からある程度中立となる。保険料率が固定化されるため年金の所得代替率は低下するが、この部分は確定拠出型年金の導入によって補完すればよい。完全民営化と比較して、個人の自己責任での運用負担は少ない。ただ、自営業者を統一システムの中に組み込む必要、及び専業主婦の調整が必要である。このように比較していくと、民営化論に比べては現実妥当性が高いように思われる。

- 8) 現行修正賦課方式を維持しつつ、給付水準の大胆なカットを行うためには、公的年金が人々の老後の生活の何割を保障すべきかの合意形成が必要である、合意形成が可能となった次のステップとしては基礎年金、報酬比例部分両者の引き下げが必要である、そして賦課方式の弱点を補完する手段として確定拠出型個人年金のサポートが必要となろう。なお、制度の透明性を確保するために、厚生年金保険料のうちの何割を報酬比例部分とするかを明確にすべきである。
- 9) 三つの公的年金改革案について検討したが、様々な提案を出すことに全力投入する時は終了していると考え。素材は出尽くしている。今は「どうすべきか」を、場を設け集中的に論議すべき時であろう。
- 10) 2005～2010年にかけて戦後のベビー・ブーマーは年金生活者となる。下図は今後の公的年金給付額を推計したものである。2005年から2020年にかけて給付額が急速に増加する。一度確定した年金給付額を減額することは出来ないと考えられており、早急な対応が必要である。次の公的年金財政再計算は2004年、その次は2009年である。2009年では遅すぎる。2004年度には、この国の公的年金システムをどのように修正すべきかについての結論が必要である。したがって当報告書は、30～40年に一度の我が国公的年金システムの本質的な改革を目指した政府委員会を2000年度中に開催し、この国の公的年金システムをどのように改革すべきかを実現可能性を前提としつつ論議し、2002年度中に結論を出すべきことを提案するものである。



- 11) なお、公的年金の給付時課税についても一つ提案を行う。現在の日本では「公的年金給付

額に対する控除枠が大きく、事実上、拠出時非課税、更に給付時も非課税となっているのではないか」との問題提起がある。この点について、米国の公的年金給付に係わる課税が参考となろう。米国では税として徴収されているため、拠出時課税である。では、給付時はどうなっているのか。夫婦二人の合算申告(2分2乗)の例で説明する。ある定義に基づきその年の所得を算出し、32000ドル未満に対しては公的給付額は非課税、32000ドル~44000ドルの所得の場合は公的年金給付の50%に対してのみ連邦所得課税、44000ドルを超えると給付額の85%に対して課税される。日本でも年金給付対象者の所得に合わせて課税条件を変えることは検討されて良い。現在基礎年金の1/3に対して公費が投入されているが、これが1/2まで引き上げられる。全額租税となれば企業負担は低下するが、国家の負担は急増する。また、確定拠出型年金の個人拠出枠をめぐる論争は年金論争でありながら所得控除が減税につながるため財政問題である。このように、年金システムと税制との間には深い関係がある。本格的に年金システムを論ずる際には必ず税制問題も合わせて論議すべき時代である。2000年度に開催すべき公的年金改革委員会において、年金システム改革論議は必ず税制改正論と合わせて論議されるべきである。

- 12) 公的年金改革委員会における検討内容について最後に述べる。まず基本原則は、経済変動、人口動態の変化から中立的な年金システムを構築する、年金給付の削減率は現役世代の負担を考慮して、どの程度であるべきか、上記目的を達成するための手段としては何が適切か、税と年金は常に合わせて論議する、であろう。

(検討すべき手段)

- (1) 基礎年金は国家に残し、報酬比例部分を確定拠出型年金等に移行させる(民営化案)

バリエーション(A): 基礎年金全てを公費とする、
1/2を公費とし、1/2については保険原理を残す。

バリエーション(B): 報酬比例部分を全面的に確定拠出型年金化する、

若年層は一気に確定拠出化、年金世代は現状のまま、中間世代は折衷型とする等の世代別移行。

- (2) 一階建てへの移行、全ての加入者が所得比例で拠出、給付計算に平均余命を使用等(スウェーデン方式)

- (3) 現行制度を維持し、給付条件を大幅に切り下げ現役世代の負担に限度を設ける。

給付条件切り下げにおいて、公的年金の所得代替率についての考え方を明確にし、基礎年金、報酬比例部分両者の給付水準を切り下げる。合わせて厚生年金保険料の何割を報酬比例部分とするかを明確化し、基礎年金の問題と報酬比例の問題とを分けて議論することが可能な体制を目指す。

(自己積立型確定拠出型年金の必要性)

最後に世代間での年金収支の違いについて試みる(現役世代の保険料支払いに対して、いくら年金をもらえるか)単純化のために、 t_1 から t_3 期にかけての賃金が10(円)で変化なく、各期に10人ずつの現役世代がいるケースを想定する。ここでは、保険料率を20%とし(労使折半)年金給付額は現役所得の60%(6円)を保証することにする。そこで年金収支が均衡しているケースAから徐々に年金世代の平均余命を長期化させる。

	t_1	t_2	t_3	- 年金世代人数 -			
				t_4	t_5	t_6	
人数(人)	10	10	10	6人	3人	1人	(ケースA: 10人)
賃金(円)	10	10	10	8人	4人	2人	(ケースB: 14人)
総賃金(円)	100	100	100	8人	6人	2人	(ケースC: 16人)
保険料収入(円)	20	20	20	(現役からの保険料収入合計60(円))			

(i) ケース(A)

年金給付額 $6(円) \times 10(人) = 60(円) - 保険料収入60(円) = 0$ 収支均衡である。

各人別に見るならば、 t_4 期まで生存した人は現役時代の保険料拠出6(円)年金給付6(円)で本人の年金収支率1倍、 t_5 期まで生存した人は、年金給付12(円)÷拠出6(円)=年金収支率2倍、 t_6 期まで生存した人は3倍、加重平均収支率は1.5倍である(これが現在の年金世代に当たる)

(ii) ケース(B)

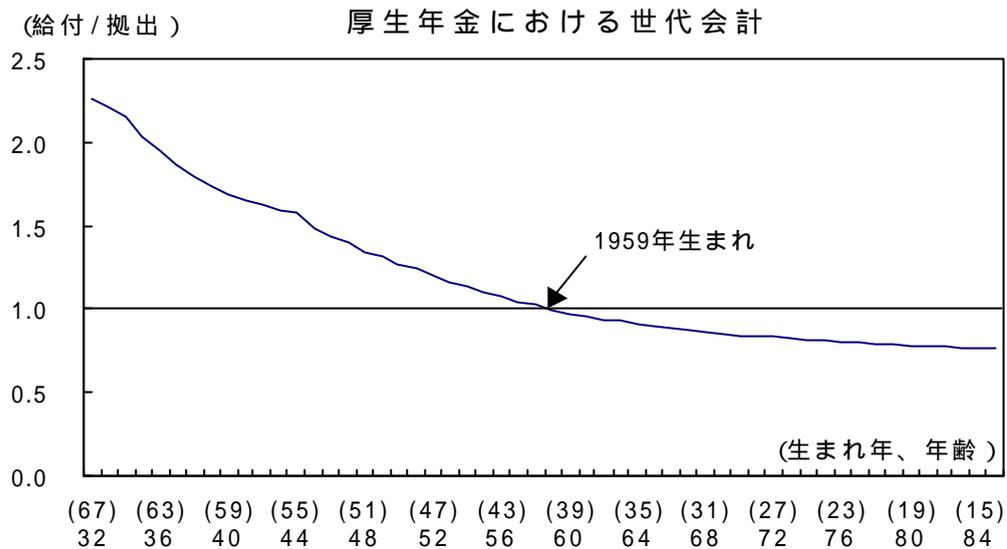
年金給付額 $6(円) \times 14(人) = 84(円) - 保険料収入60(円) = 24(円)$ の赤字。年金収支を均衡させるためには、保険料率を28%に引き上げる必要がある。したがって、この人口構成下では、各人の現役時代の拠出額合計は8.4(円)へ上昇する。

各人別に見るならば、 t_4 期まで生存した人の年金収支率は6(円)÷8.4(円)=0.7倍 t_5 期まで生存した人は1.4倍、 t_6 期まで生存した人は2.1倍となり、ケース(A)より倍率は低下する。加重平均収支率は1.1倍となる(今の現役世代。今の年金世代より収支が不利)

(iii) ケース(C): 加重平均年金収支率は1倍を若干下回る。

このように、高齢化の進行によりは各人別で見たいわゆる年金の世代間会計は今の現役に不利となる。現実の日本の厚生年金保険は、この高齢化の進行に賃金上昇率、インフレーション、投資収益率、保険料の変更のタイミング、給付条件の変化が変動要因として加わるため、現在の新厚生省案をベースに年金の世代間会計を計算すれば、次図のような推移となる。すなわち、19

1932年生まれ、現在67歳の年金世代にとって年金収支率は2.2倍であるが、世代が若くなるにつれて収支率は低下し、1959年生まれ、現在40歳のサラリーマンが収支率1倍(自分の拠出分だけもらえる)となる。これ以下の世代では保険料率の急激な上昇が想定されるため、年金収支率は1を下回ることとなる(自分の拠出分をもらえない)これが「若者の不満」である。つまり、賦課方式の公的年金の弱点、人口動態の変化(高齢化の進行)は若い現役世代に負担を強いることとなる。



(注) 1. 横軸の上段と下段はそれぞれ99年における年齢と生まれ年を示す。

2. 計数は94年価格の実質計数。

(出所)野村総合研究所。

人口動態から中立の年金システムは、積立方式(確定拠出型年金)である。各人別口座管理であるから、自分の拠出した分だけ自分がもらえるのであり、人口動態から中立である。したがって、賦課方式の弱点を補強し、若い現役世代の不満に対応することができる。公的年金の給付切り下げに伴う「自助努力」の手段として(検討すべき方式)の「スウェーデン方式」「現行制度での改革」においては確定拠出型年金の導入が検討されねばならない。

(給付条件の変更)

また、現役世代が苦しいときは年金世代に若干我慢してもらおうという、スウェーデンの「痛み分け」システムの導入についても検討されることが望ましい。